

教職課程認定基準等について

- 2021.12.17
令和3年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会

文部科学省総合教育政策局 教育人材政策課

目次

1. 教職課程に関する改正等について
2. 課程認定制度の概要等
3. 教育課程
4. 教員組織
5. 全学的な体制整備・自己点検評価等
6. 関係手続
7. その他

※ 本資料においては、免許法施行規則に定める科目・事項を、便宜的に以下のとおり表記している。

「教科専門科目」:教科に関する専門的事項、領域に関する専門的事項

「教職専門科目」:各教科の指導法、保育内容の指導法、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目



1. 教職課程に関する改正等について

1. 教職課程に関する改正等について①

1. 今年度の教職課程に関する改正の概要①

	事項	改正概要	関係通知等
1	連携教職課程、 教職課程の全学的 体制整備等	<ul style="list-style-type: none">・免許法施行規則の改正(連携開設科目を教職課程に含めることが可能となった。教職課程の全学体制整備、自己点検)・教職課程認定基準等の改正(連携教職課程の要件等)	<ul style="list-style-type: none">○通知:3文科教第117号(令和3年5月7日)○自己点検・評価等ガイドライン(同日付)○事務連絡:令和3年5月17日(連携教職課程の申請について)
2	ICT事項科目の 新設等	<ul style="list-style-type: none">・免許法施行規則の改正(小・中・高の教職専門科目にICT事項の追加)・教職課程認定基準等の改正(IC T事項科目の開設方法等)	<ul style="list-style-type: none">○通知:3文科教第438号(令和3年8月4日)○教職課程コアカリキュラム(令和3年8月4日決定)○事務連絡:令和3年8月27日(IC T事項科目に係る変更届の方法について)
3	共通開設等、課 程認定基準等の 改正	<ul style="list-style-type: none">・教職課程認定基準等の改正(①共通開設に係る取扱い、②義務教育特例、③小学校要件緩和等)	<ul style="list-style-type: none">○事務連絡:令和3年8月4日(教職課程認定基準等の改正)



1. 教職課程に関する改正等について②

1. 今年度の教職課程に関する改正の概要②（つづき）

	事 項	改 正 概 要	関係通知等
4	課程認定審査の議事の公開等	・教職課程認定審査運営内規を改正し、課程認定の手続終了後、議事や審査結果等の情報を公開することとした	○事務連絡：令和3年11月16日（議事等公開について。公開内容のイメージ等）
5	小学校教員養成課程の専任教員の配置	・定員50名を超える場合の配置基準について検討中	○決定次第、連絡予定

1. 教職課程に関する改正等について③

2. 課程認定に係る情報の公開について①

1. 公開する議事要旨・資料の種類と範囲

1	議事要旨	教員個人の審査に係る内容を除く議事	イメージ①
2	審査経過資料	教員個人の審査に係る内容を除く経過資料 ・課程認定申請書に対する審査意見 ・審査意見への対応を記載した書類	イメージ② イメージ③
3	審査結果	教員個人の審査に係る内容を除く審査結果	イメージ④
4	教職課程認定申請書	教員個人に関する書類(※)を除く全ての資料 (※様式第4号:①履歴書、②教育研究業績書、③教員就任承諾書)	

2. 公開方法

- インターネットによる公表

3. 公開時期

- 令和4年度審査大学(令和5年度課程認定大学等)から適用
- 審査が全て終了(通常12月)した年度の翌年度以降、順次公表

1. 教職課程に関する改正等について

2. 課程認定に係る情報の公開について②

イメージ①
<文部科学省作成>
※教員個人の議事を除く

中央教育審議会 初等中等教育分科会
教員養成部会 課程認定委員会 議事要旨

1. 日 時 令和〇年〇月〇日 (〇) 10:00~18:00
2. 場 所 文部科学省〇会議室
3. 出席者 〇〇委員 (主査)、〇〇委員 (主査代理)、〇〇委員、〇〇委員、
〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員
4. 議 題 教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の審査について
5. 議事概要
個別の審査案件に関して、以下のとおり、申請書について認定可又は保留の判定が行われ、保留の場合については、審査意見が取りまとめられた。なお、表現等については、主査に一任された。

(1) 〇〇大学〇〇学部 (学部等の課程)
[
 - ・ 〇〇学部〇〇学科【中一免 (国語)、高一免 (国語、書道)】
 - ・ 〇〇学部〇〇学科【中一免 (数学)、高一免 (数学)】
 - ・ 〇〇学部〇〇学科【高一免 (工業)】]
※ (認定可の場合)
申請書について1次審査の結果、認定可の判定を行った。
※ (保留の場合)
申請書について1次審査の結果、保留の判定を行い、補充・訂正の指示 (又は「取り下げの勧告」)を行うこととなった。

(2) 〇〇大学大学院 (研究科専攻等の課程)
[
 - ・ 〇〇研究科【中専免 (理科)、高専免 (理科)】
 - ・ 〇〇研究科【中専免 (美術)、高専免 (美術)】]
※ (認定可の場合)
申請書について1次審査の結果、認定可の判定を行った。
※ (保留の場合)
申請書について1次審査の結果、保留の判定を行い、補充・訂正の指示 (又は「取り下げの勧告」)を行うこととなった。

イメージ②
<文部科学省作成>
※教員個人の内容を除く

令和〇年度課程認定申請書に対する審査意見 (一次審査)

【〇〇大学】(大学学部等の課程)

No	分類	審査意見
1	教育課程	授業科目「〇〇〇〇」のシラバスについて、〇〇〇〇など、事項「〇〇〇〇」に求められる内容を充実させること。
2	教育課程	授業科目「〇〇基礎論Ⅰ」、「同Ⅱ」の名称について、事項「〇〇〇〇の指導法」に対応した科目であることが不明瞭であるため、課程認定手引きの科目名称例を参考に、事項の内容を適切に表現した科目名称とすること。
3	教員組織	〇〇学科の定員に対し、「教職に関する科目」の担当専任教員の人数が1名不足しているため、補充を行うこと。

1. 教職課程に関する改正等について

2. 課程認定に係る情報の公開について③

イメージ③
 <大学作成>
 ※教員個人の内容を除く

審査意見(一次審査)への対応を記載した書類

【〇〇大学】

<教育課程審査>

- ① 授業科目「〇〇〇〇」のシラバスについて、〇〇〇など、事項「〇〇〇」に求められる内容を充実させること。

(対応)→	・「〇〇〇〇」のシラバスについて、教職課程コアカリキュラムの1(2)の内容に基づき内容を見直し、〇〇〇について充実させた。(シラバス添付)
-------	---

- ② 授業科目「〇〇基礎論Ⅰ」、「同Ⅱ」の名称について、事項「〇〇〇の指導法」に対応した科目であることが不明瞭であるため、課程認定手引きの科目名称例を参考に、事項の内容を適切に表現した科目名称とすること。

(対応)→	・授業科目の名称を以下の通り修正する。 『〇〇基礎論Ⅰ』→『〇〇の指導法Ⅰ』 『〇〇基礎論Ⅱ』→『〇〇の指導法Ⅱ』
-------	---

- ③ 〇〇学科の定員に対し、「教職に関する科目」の担当専任教員の人数が1名不足しているため、補充を行うこと。

(対応)→	・「〇〇〇〇教員」を専任教員として新たに補充した。
-------	---------------------------

イメージ④
 <文部科学省作成>
 ※教員個人の内容を除く

令和〇年度課程認定申請書に対する審査結果

【大学学部等の課程】

大学名	学科等	免許状の種類	審査結果
〇〇大学	〇〇学部〇〇学科	中一種(理科) 高一種(理科)	一次審査の結果、認定可の判定を行った。
〇〇大学	〇〇学部〇〇学科	小一種	一次審査の結果、教育課程について保留の判定を行い、訂正の指示を行った。二次審査の結果、必要な改善がなされたため、認定可の判定を行った。
〇〇大学	〇〇学部〇〇学科	養一種	一次審査の結果、教員組織について保留の判定を行い、補充の指示を行った。二次審査の結果、必要な改善がなされたため、認定可の判定を行った。
〇〇大学	〇〇学部〇〇学科	幼一種	一次審査の結果、教員組織について保留の判定を行い、補充の指示を行った。二次審査の結果、必要な改善がなされなかったため、取り下げの勧告を行った。

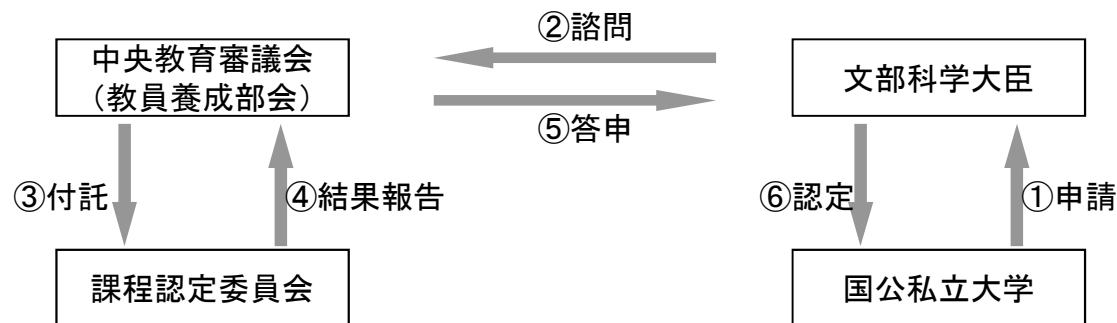
2. 課程認定制度の概要等



2. 課程認定制度の概要等

1. 課程認定制度の概要

- 免許状の授与を受けるために大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならない(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。
- 文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるにあたっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき、行うこととされている(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。大学の課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項となっており、当部会の付託を受け、課程認定委員会が行っている。



2. 課程認定の審査

■ 審査基準

教員養成部会及び課程認定委員会における審査は、教育職員免許法及び同法施行規則のほか、「教職課程認定基準」(教員養成部会決定)等によって行っている。

■ 主な審査事項

- ① 学科等の目的・性格と免許状との相当関係
- ② 教育課程
- ③ 教員組織
- ④ 施設・設備
- ⑤ 教育実習校

2. 課程認定制度の概要等 課程認定を受ける組織単位

教職課程は、学科等を単位として認定

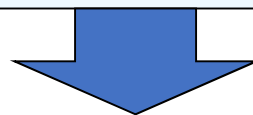
教職課程認定基準2(1)

教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、学部等
関係課程実施基本組織、学科関係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等関係課程実施基本
組織、その他学則で定める組織(以下「学科等」という。) ごとに認定する。また、学科等は、その
大学の学則において入学定員が定められたもの(※)でなければならない。

(※)学則に定められた組織のうち最小単位

学科等を単位として課程認定を行う趣旨は、当該学科等における4年間(短期大学では2年間)の
教育を通して修得された専門的知識を前提としつつ、認定を受ける免許教科についての教科に関
する科目を一定数修得させることにより、当該免許教科を担当する教員として求められる教科専
門性を確保しようとするものである。

(学科等の目的・性格と免許状との相当関係について 平成21年2月27日 中央教育審議会
初等中等教育分科会教員養成部会)



教職課程は、原則、学科等を基本的な単位として組織される。

- ・学科等の目的・性格と免許状との相当関係が必要
- ・授業科目は、認定を受ける学科等で開設
- ・専任教員は、認定を受ける学科等に籍を有する者



2. 課程認定制度の概要等 学科等の目的・性格①

1. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係

教職課程認定基準2(4)

教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教員組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については、慎重に対応するものとする。

- 関連:「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準(課程認定委員会決定)」
 - ・審査の観点:学位の分野、教科専門科目及びその関連科目を相当程度開設、当該科目の卒業要件上の位置付け 等

2. 教員養成を主たる目的とする学科等

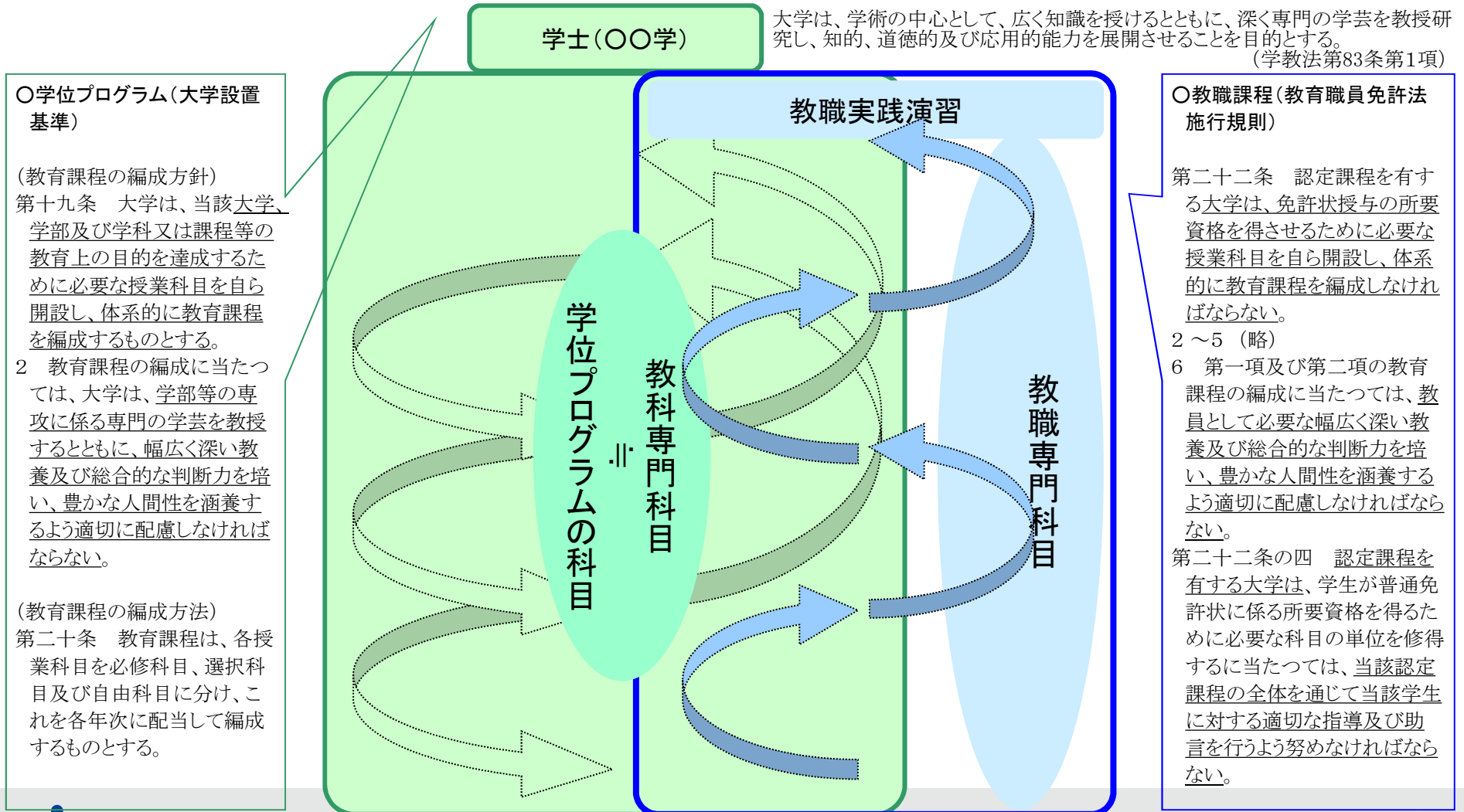
教職課程認定基準2(6)

幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。

- 関連:「教職課程認定審査の確認事項(課程認定委員会決定)」1(4)
 - ・審査の観点:学科等の名称、学位の分野、教科専門科目及び教職専門科目の卒業要件上の位置付け 等

2. 課程認定制度の概要等 学科等の目的・性格②

教職課程を設置する大学は、学位プログラムの体系性と同時に、教職課程としての体系性にも配慮して教育課程を編成しなければならない。教職課程を履修する学生は学位プログラムの履修と同時に、教職課程プログラムを体系的に履修することが求められる。



3. 教育課程



3. 教育課程 — 各科目に含めることが必要な事項

教職課程認定基準4-2 ※小学校の教職課程の場合
 (同旨: 幼稚園4-1(2)、中学校4-3(4)、高等学校4-4(4)、養護教諭4-6(2)、栄養教諭4-7(2))

(3) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表に規定する科目(教育の基礎的理解に関する科目など)ごとに開設されなければならない。

なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

教職課程認定審査の確認事項2

(4) 施行規則に定める各科目に含めることが必要な事項は、基準に定める場合を除き、認定を受けようとする課程の免許状の種類及び施行規則に定める科目区分ごとに授業科目を開設しなければならない。

また、施行規則において最低修得単位数を定める事項については、当該事項のみで構成する授業科目を当該最低修得単位数以上開設しなければならない(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を除く)。

※「施行規則において最低修得単位数を定める事項」

- ・各教科の指導法
- ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
- ・道徳の理論及び指導法
- ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法

【例：小学校】	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項 ・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目	・教育実習	5	5	5
	・教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		26	2	2



3. 教育課程 —1つの授業科目に複数の事項を含める場合

教職課程認定審査の確認事項2

- (5) 「教育の基礎的理解に関する科目等」において、施行規則に定める各科目に含めることが必要な複数の事項を同時に満たす授業科目を開設する場合においては、以下の観点から審査を行うこととする。
- ① 取り扱う事項全ての内容を適切に表現した名称であること
 - ② 各事項において(7)①の内容が適切に扱われており、特定の領域又は事項に偏っていないこと
 - ③ 各事項において適切な授業時間数が確保されていること
 - ④ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を他の事項と併せて開設する場合、施行規則に定める最低修得単位数に必要な授業時間数が確保されていることがシラバス上で確認できること

(過去の審査会での指摘(例))

- ・「生徒指導」と「進路指導」の2つの事項を含む授業科目について、「生徒指導」という科目名称では両事項を含む科目であることが判別ができないため、取り扱う事項全ての内容が含まれている科目名称とすること。
- ・3つ以上の事項を含めた授業科目の開設は、相対的に各事項の内容が薄くなってしまいうため、科目を分けて開設すること。
- ・「特別活動」と「総合的な学習の時間」の事項を含む授業科目について、シラバスの全ての授業回が「特別活動と総合的な学習の時間における〇〇」という記載となっており、「特別活動」と「総合的な学習の時間」の各事項において適切な授業時間が確保されているか判別できないため、各事項を扱う単独の授業回を設けること。

3. 教育課程 — コアカリキュラムによる確認

教職課程認定審査の確認事項2

(7) 授業科目の審査にあたっては、以下に定める事項の内容が含まれているか確認を行うこととする。

① 教職課程コアカリキュラム (令和3年8月4日 教員養成部会決定)

② 外国語(英語)コアカリキュラム (文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力教科のための調査研究事業」平成28年度報告書)

○ シラバスを作成する際に、学生が当該事項に関するコアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を修得できるよう授業を設計し、「到達目標」に関する内容がシラバスの各授業回を通じて全体として含まれているか、各大学がコアカリキュラム対応表によって確認を行った上で申請を行う。

なお、提出されたコアカリキュラム対応表において、記載のない「到達目標」があれば、事務的に指摘する。

○ 提出されたシラバスの審査は、コアカリキュラム対応表において「到達目標」の内容が含まれていることを各大学が確認していることを踏まえて行うものであり、コアカリキュラムに記載されている目標に含まれる個々の要素一つ一つを確認するわけではなく、適切な授業内容となっているかどうか総合的な観点から審査を行う。

3. 教育課程 — コアカリキュラム対応表

＜コアカリキュラム対応表＞

「教職課程コアカリキュラム」、「外国語(英語)コアカリキュラム」の対象となる授業科目のうち必修・選択必修科目の全てについて作成する。

＜作成例 教職課程コアカリキュラム対応表＞

②教職課程コアカリキュラム対応表

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)

現代の学校教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。なお、学校と地域との連携に関する理解及び学校安全への対応に関する基礎的な知識も身に付ける。

全体目標: 現代の学校教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。なお、学校と地域との連携に関する理解及び学校安全への対応に関する基礎的な知識も身に付ける。

※(1-1),(1-2),(1-3)はいずれかを習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、この3つのうち、2つ以上を含んでシラバスを編成する場合は、それぞれの1)から3)までを含むこと。

(1-1)教育に関する社会的事項
一般目標: 社会の状況を理解し、その変化が学校教育にもたらす影響とそこから生じる課題、並びにそれに対応するための教育政策の動向を理解する。

到達目標: 1) 学校を巡る近年の様々な状況の変化を理解している。
2) 子供の生活の変化を踏まえた指導上の課題を理解している。
3) 近年の教育政策の動向を理解している。
4) 諸外国の教育事情や教育改革の動向を理解している。

(1-2)教育に関する制度的事項
一般目標: 現代公教育制度の意義・原理・構造について、その法的・制度的仕組みに関する基礎的な知識を身に付けるとともに、そこに内在する課題を理解する。

到達目標: 1) 公教育の原理及び理念を理解している。
2) 公教育制度を構成している教育関係法規を理解している。
3) 教育制度を支える教育行政の理念と仕組みを理解している。
4) 教育制度をめぐる諸課題について例示することができる。

(1-3)教育に関する経営的事項
一般目標: 学校や教育行政機関の目的とその実現について、経営の観点から理解する。

到達目標: 1) 公教育の目的を実現するための学校経営の望むべき姿を理解している。
2) 学校における教育活動の年間の流れと学校評価の基礎理論を含めたPDCAの重要性を理解している。
3) 学級経営の仕組みと効果的な方法を理解している。
4) 教職員や学校外の関係者・関係機関との連携・協働の在り方や重要性を理解している。

(2)学校と地域との連携
一般目標: 学校と地域との連携の意義や地域との協働の仕方について、取り組み事例を踏まえて理解する。

到達目標: 1) 地域との連携・協働による学校教育活動の意義及び方法を理解している。
2) 地域との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。

(3)学校安全への対応
一般目標: 学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。

到達目標: 1) 学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。
2) 生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	項目	(1-1)				(2)		(3)	
		到達目標 /授業回	1)	2)	3)	4)	1)	2)	1)
授業科目名及び授業回(シラバスのページ番号)	1								
	2	◎							
	3		○						
	4								
	5								
	6								
	7		○						
	8			○					
	9			○					
	10			○					
	11				◎				
	12					◎	◎		
	13							○	○
	14								
	15								
学校安全	1							○	
	2							○	
	3							○	
	4								○
	5								○
	6								○
	7								
	8								
	9								
	10								
	11								
	12								
	13								
	14								
	15								

◎ ←到達目標に係る授業を単独の授業回で行う場合
○ ←到達目標に係る授業を複数の授業回にわたって全体的に行う場合

・左側の「教職課程コアカリキュラム」の内容を確認の上、右側の対応表にコアカリキュラムの各項目における授業回を記載。

・到達目標に係る授業を単独の授業回で行う場合は「◎」、複数の授業回にわたって全体的に行う場合は「○」を記載すること。

・一つの事項のコアカリキュラムを複数の授業科目で満たす場合、「◎」「○」の区分は当該複数科目全体を通じて判断すること。

※コアカリキュラム表を作成することで、各科目のシラバスの内容が、コアカリキュラムで示している内容を網羅しているか点検を行ってください。



3. 教育課程 — 幼稚園教諭免許状の「領域に関する専門的事項」

1. 「領域に関する専門的事項」に関する科目を開設する場合

- 「領域に関する専門的事項」に開設する授業科目は、健康、人間関係、環境、言葉、表現の領域のうち、**一種免許状は5領域、二種免許状は4領域**以上の科目ごとに授業科目を開設することが必要。
(教職課程認定基準4-1(1))
- **同一学科等において、小学校教諭の「教科に関する専門的事項」と「領域に関する専門的事項」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることが可能。**
(教職課程認定基準4-1(3)(※3)、4-2(5))

※ 令和5年度入学者より、幼稚園教諭免許状の「領域に関する専門的事項」を**小学校の「教科に関する専門的事項」**をもってあてることができなくなるため、申請の際は留意すること。(→申請を行わない大学は事後調査において対応)

(参考)教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令(平成二十九年十一月十七日文科科学省令第四十一号)
附則

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。(省略)

7 この省令の施行の日の前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として文科科学大臣により認定された課程(旧法別表第一備考第三号の規定により文科科学大臣の指定を受けた教員養成機関を含む。)については、平成三十四年度までに入学し引き続き在学する学生に対し、この省令による改正にかかわらず、領域に関する専門的事項に関する科目の履修について、小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する専門的事項に関する科目のうち、一以上の科目について修得させることにより、第二条第一項の表備考第一号に規定する科目のうち一以上の科目を修得させたものとみなすことができる。



3. 教育課程 — 小学校、中学校、高等学校教諭免許状の科目開設

1. 小学校教諭免許状の「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」に関する科目開設

- 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語(以下「**小学校全教科**」という。)のうち、**1以上の開設**が必要。
(教職課程認定基準4-2(1))
- 「各教科の指導法」は、**小学校全教科の指導法について開設**が必要。
(教職課程認定基準4-2(2))

2. 中学校教諭免許状の「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」に関する科目開設

- 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、**一種免許状は20単位以上、二種免許状は10単位以上開設**が必要。
(教職課程認定基準4-3(1))
- 「各教科の指導法」は、**一種免許状は8単位以上開設**が必要。
(教職課程認定基準4-3(3))

3. 高等学校教諭免許状の「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」に関する科目開設

- 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、**一種免許状は20単位以上開設**が必要。
(教職課程認定基準4-4(1))
- 「各教科の指導法」は、**一種免許状は4単位以上開設**が必要。
(教職課程認定基準4-4(3))

3. 教育課程

小学校、中学校、高等学校教諭免許状の「複合科目」及び幼稚園教諭免許状の「複合領域」の取扱い

「教科及び教科の指導法に関する科目」における複数の事項を合せた内容に係る授業科目として「**複合科目**」の開設が可能（幼稚園は「複合領域」）。

- （例）
- ・「教科に関する専門的事項」と「教科の指導法」を統合した授業科目
 - ・教科の内容及び構成に関する授業科目
 - ・「歴史総合」、「地理総合」、「公共」などの専門的事項を横断した授業科目 等

1. 小学校、中学校、高等学校教諭免許状の「複合科目」の取扱い

- ① 小学校教諭免許状の「複合科目」を担当する専任教員は、一定の範囲で**必要専任教員の総数に含めることが可能**。
(教職課程認定基準4-2(4))
- ② 中学校、高等学校教諭免許状の「複合科目」を担当する**専任教員は、「教科に関する専門的事項」の専任教員数に含めることが可能**。
(教職課程認定基準4-3(5)i)、4-4(5)i))
- ③ **中学校及び高等学校教諭免許状の「複合科目」は、「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」の取扱いに準じて、複数の課程で共通開設が可能**。
(教職課程認定基準4-8(3))
- ④ ③により複数の課程で**共通開設する「複合科目」を担当する専任教員は、それぞれの課程の専任教員とすることが可能**。
(教職課程認定基準4-8(4))

2. 幼稚園教諭免許状の「複合領域」の取扱い

幼稚園教諭免許状の「複合領域」を担当する**専任教員は、「領域に関する専門的事項」の専任教員数に含めることが可能**。
(教職課程認定基準4-1(3))

3.教育課程 他学科開設科目、共通科目

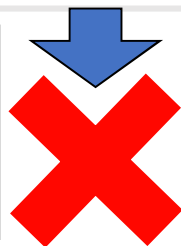
(例) C学科は、中学校及び高等学校・国語の課程認定を受けており、以下の「c」は自学科開設科目、「a」「b」は他学科等開設科目とする。

■中学校・国語

※単位は全て各1単位とする

施行規則に定める教科に関する専門的事項	授業科目
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	c c c
国文学（国文学史を含む。）	a a c
漢文学	b b c
書道（書写を中心とする。）	b b b

専門的事項区分における他学科科目を含む区分が半数を超えている。また、授業科目単位数も他学科科目の単位数が自学科科目の単位数を超えているため、基準を満たさない。

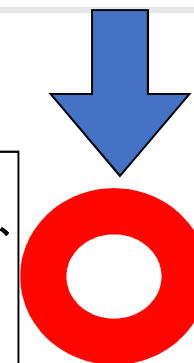


■高等学校・国語

※単位は全て各1単位とする

施行規則に定める教科に関する専門的事項	授業科目
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	c c c
国文学（国文学史を含む。）	a a c
漢文学	b b c

専門的事項区分における他学科科目を含む区分が半数を超えているが、授業科目単位数では他学科科目の単位数が自学科科目の単位数を超えていないため、基準を満たす。



3.教育課程 共通開設①

同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例(4-8(1) i)及び(2))

免許種	教科及び教科の指導法に関する科目			教育の基礎的理解に関する科目	道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目										教育実践に関する科目					
	教科(領域)に関する専門的事項、養護(栄養に係る教育)に関する科目	各教科(保育内容)の指導法	(複合科目)		道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	教育の方法及び技術	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導	教育相談	進路指導	幼児理解	教育(養護・栄養教育)実習	学校体験活動	教職実践演習		
幼	△ ※1	×	×							○ ※5										
小		特定の教科等の組合せの場合○	×																	
中	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	特定の教科等の組合せの場合○	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	○	○ ※2				○ ※5											
高	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○			○ ※3	○ ※4				○ ※6									
養護																		×	×	×
栄養	×									○ ※5								×	×	×

- ※1: 施行規則附則第7項により幼稚園教諭の教職課程の「領域に関する専門的事項」を改正前の施行規則第2条による場合は、小学校との共通開設が可能となる。(令和4年度末まで)
- ※2: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」の道徳に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。
- ※3: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」の総合的な学習の時間に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。
- ※4: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」の特別活動に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。
- ※5: 幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭の「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」の教育の方法及び技術に関する内容部分のみであれば、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の「教育の方法及び技術」と併せて共通開設可。
- ※6: 幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭の「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」の情報機器に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。
- ※7: 小学校教諭、中学校教諭の課程で共通開設する授業科目は、幼稚園教諭又は高等学校教諭の課程における授業科目として共通開設することはできない。
- ※: 上記共通開設は、一つの授業科目に一つの事項のみの場合であり、複数の事項を合わせた授業科目の場合にはこの限りではない。(文部科学省に事前に相談すること。)
- ※: 灰色斜線箇所は、当該免許種に存在しない事項・科目である。
- ※: 専修免許状の場合は、5-8の基準のとおりである。

3. 教育課程 — 教育実習の単位に含めるものとして実施する学校体験活動

教職課程認定審査の確認事項2

(6) **教育実習の単位に含めるものとして実施する学校体験活動**(学校における授業、部活動等の教育活動その他の**校務に関する補助**又は幼児、児童若しくは生徒に対して**学校の授業の終了後**若しくは**休業日**において**学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助**を体験する活動であって教育実習以外のもの)の開設にあたっては、以下の事項を満たすことを原則とする。

- ① 教育実習と学校体験活動の両方の授業科目が相まって**教育実習としての目標を達成**すること
- ② 実習校と大学が**連携して実施体制やプログラム等を構築**すること
- ③ 学校教育に関連する活動全般に対する支援や補助業務を中心とし、**学生は実習校の指示の下に活動**を行うこと

学校インターンシップの実施イメージ

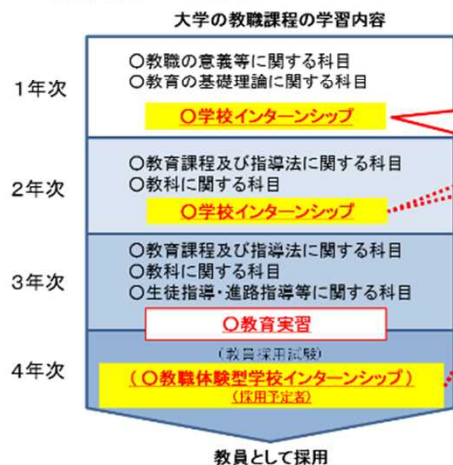
目的

教員を目指す学生に、学校の様子や教員の仕事についての理解を深めさせることを目的として、一定の期間にわたり、学生に授業や学校行事、部活動に関する支援や補助業務を行わせる活動。

メリット

教員を目指す学生に、理論と実践の往還により、教員として必要な実践力の基礎を身に付けさせるとともに、学生が、学校における様々な体験を通じて自らの教員としての適格性を把握させるための機会となる。また、学校にとっても、これらの学生を学校支援人材として活用できる。

< 具体的なイメージ(例) >



【パターン】

- インターンシップ時間を60時間(=2単位)とした場合
- (例1) 通年型：毎週水曜日 × 2時間 × 30週
- (例2) 分割型：毎週水曜日 × 2時間 × 15週(1年次)
：毎週水曜日 × 1時間 × 15週(2年次)
：毎週金曜日 × 1時間 × 15週(4年次)
- 上記に加えて、30時間の自主的学修が必要
- ※ 各大学の判断により、様々な形態で実施。
- ※ 実施可能性について、学校種別に詳細な検討が必要。

【具体的な活動内容】

- 児童、生徒等の話し相手、遊び相手
- 授業補助
- 学校行事や部活動への参加
- 事務作業の補助
- 放課後児童クラブ、放課後教室、土曜授業の補助 等

【教育実習との相違】

	学校インターンシップ	教育実習
内容	学校における教育活動や学校行事、部活動、学校事務などの 学校における活動全般 について、支援や補助業務を行うことが中心	学校の教育活動について実際に 教員としての職務の一部を実践 させることが中心
実施期間	教育実習よりも長期間を想定 (ただし、一日当たりの時間数は少ないことを想定)	4週間程度 (高校の場合2週間程度)
学校の役割	学生が行う支援、補助業務の指示(教育実習のように、学生に対する指導や評価は実施しない)	実習生への指導や評価表の作成 (そのための指導教員を適任し、組織的な指導体制を構築)

※ なお、イメージ図において、教育実習については、学校の役割として「評価表の作成」を行うこととしており、大学は、これを踏まえ、大学の授業科目としての評価を行う。

一方で、学校インターンシップについては、大学の授業科目として評価を行うにあたって、学校が教育実習と同様な評価を行うことまでは必要ないが、大学が学校の協力を得るなどして、学生の活動状況を踏まえることは必要である。

3. 教育課程 — 母校実習の考え方について

教育実習については、大学の教職課程の一環として行われるものであり、大学は教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たることが重要です。

学生が自らが教職に就くことを希望する出身地の母校をはじめとする学校で教育実習を行うことは、早い段階から地域の教育等を知る上で有意義です。

一方、母校実習は、比較的大学から遠隔地の学校で行われることが多く、このような場合の大学の指導体制をどのように確保するか、教育実習を行う卒業生に対する実習校の評価の客観性をどのように確保するかといった課題もあります。

従って、母校実習を行う場合は、

① 大学と実習校とが十分に連携して指導を行うなど、大学が責任を持って教育実習に関わる体制を構築するとともに

② 実習校側も適切な評価に努めること

が必要です。

3. 教育課程 ー教育実習の特例措置①

1. 趣旨

令和3年度の教育実習について、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、学校の受入れが困難な状況もあり得ること等から特例を延長する。

2. 改正内容

教育実習の特例（※）の対象となる年度を「令和二年度」から「令和二年度又は令和三年度」に改める。

(※)教育実習の特例

- ・教育実習の科目の単位を修得できないときは、課程認定を受けた教育実習以外の科目の単位をもってあてることができること【省令改正事項】
- ・併せて施行通知にて、教育実習の科目の総授業時間数の全部又は一部を大学等が行う授業により行うことができること【施行通知事項】

3. 施行日

公布の日（令和3年4月13日）から施行する。

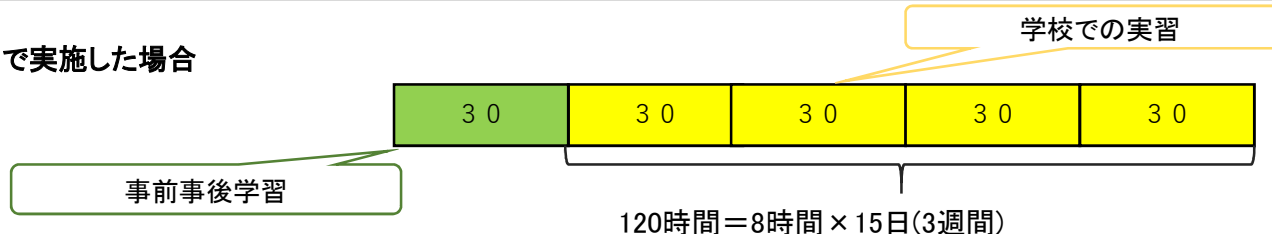
※介護等体験についても実施困難な場合の代替措置あり（3文科教第20号 令和3年4月13日）

3. 教育課程 ー教育実習の特例措置②

令和2年度又は令和3年度に実施が困難となった教育実習の代替措置 ～小学校の教育実習(5単位)の例～

現行制度(授業時間を短縮する場合)

1単位の授業時間を30時間で実施した場合



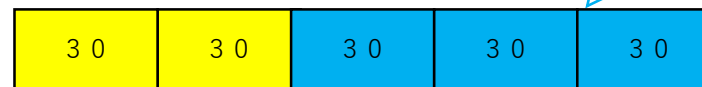
令和3年4月13日(省令改正&通知)

【施行通知事項】

令和2年度又は令和3年度に限り、教育実習の科目の単位の全部又は一部を大学での実習で代替可能とする

- ・教育実習に相当する教育効果を有すること
- ・学校教育の実際を体験的、総合的に理解できるような実習・演習等として実施すること

全部又は一部を大学での実習で可
学習指導員の活用も可能



※ 上記の教育実習の授業時間を短縮する場合や【施行通知事項】の措置を検討しても実施が困難な場合等真にやむを得ない場合のみ、以下の省令改正の扱いを検討すること。

【省令改正事項】

教育実習の科目の単位の全部又は一部を教育実習以外の科目※で代替可能とする

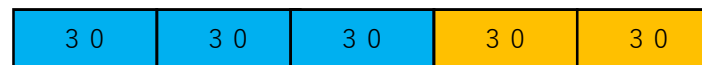
※各教科の指導法や特別支援、教育課程の編成方法、生徒指導等の座学の科目

全部又は一部を教育実習以外の科目で代替可



(【施行通知事項】及び【省令改正事項】)

これらを組み合わせることも可能



3. 教育課程 ー教育実習の実施状況①

1. 令和2年度における学生の教育実習(※)参加希望状況

各免許状種に対する教育実習の希望者数: 159, 462人(延べ人数)

※幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭一種・二種免許状を取得するための教育実習、養護教諭一種・二種免許状を取得するための養護実習、栄養教諭一種・二種免許状を取得するための栄養教育実習を指す。

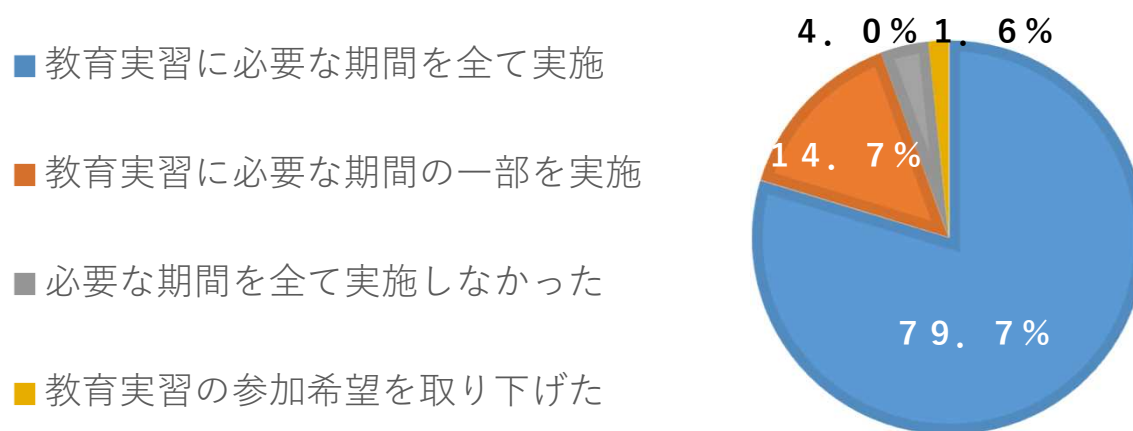
2. 参加希望者における教育実習の実施状況

教育実習に必要な期間を全て実施した学生の人数: 127, 087人(79. 7%)

教育実習に必要な期間の一部を実施した学生の人数: 23, 430人(14. 7%)

必要な期間を全て実施しなかった学生の人数: 6, 355人(4. 0%)

教育実習の参加希望を取り下げた学生の人数: 2, 590人(1. 6%)



3. 教育課程 — 教育実習の実施状況②

3. 教育実習を一部期間又は全期間実施できなかった場合における代替措置の活用状況

(1) 教育実習を一部期間実施できなかった学生における代替措置の活用状況

<代替措置を活用>

①大学等が行う実習・演習等の授業により教育実習の内容を代替: 16,013人(68.3%)

②学習支援員としての活動により教育実習の内容を代替3,562人(15.2%)

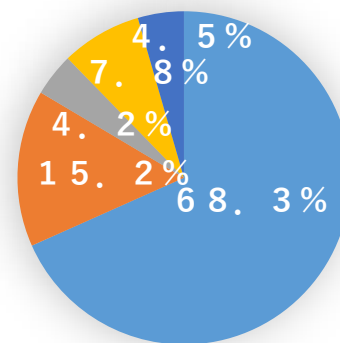
③課程認定を受けた教育実習以外の科目の単位により代替: 979人(4.2%)

※①～③を複合的に活用: 1,829人(7.8%)

<代替措置を未活用>

代替措置を活用せず、教育実習の単位を修得しなかった: 1,047人(4.5%)
(令和3年度に延期等)

- 実習・演習代替
- 学習指導員代替
- 教育実習以外の科目の単位により代替
- 複合的に活用
- 単位修得せず(令和3年度に延期等)



3. 教育課程 —教育実習の実施状況③

3. 教育実習を一部期間又は全期間実施できなかった場合における代替措置の活用状況

(2) 教育実習を全期間実施できなかった場合における代替措置の活用状況

<代替措置を活用>

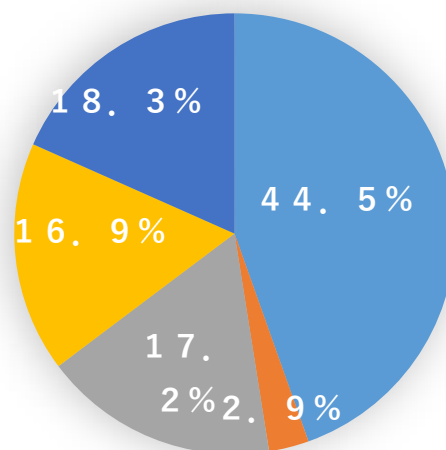
- ①大学等が行う実習・演習等の授業により教育実習の内容を代替：2,831人（44.5%）
- ②学習支援員としての活動により教育実習の内容を代替187人（2.9%）
- ③課程認定を受けた教育実習以外の科目の単位により代替：1,096人（17.2%）

※①～③を複合的に活用：1,075人（16.9%）

<代替措置を未活用>

代替措置を活用せず、教育実習の単位を修得しなかった：1,166人（18.3%）
（令和3年度に延期等）

- 実習・演習代替
- 学習指導員代替
- 教育実習以外の科目の単位により代替
- 複合的に活用
- 単位修得せず（令和3年度に延期等）



3. 教育課程 ー障害のある学生が教育実習に参加する際の支援について

(令和3年4月1日付け事務連絡より抜粋)

大学等は、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任をもってその円滑な実施に努めなければならないとされており（教育職員免許法施行規則第22条の5）、教育委員会等と連携協力して、障害のある学生の教育実習の受入について、学校の理解を得るよう努め、大学等の責任において教育実習受入校を確保しなければならない。

また、大学等は、障害のある学生の教育実習の実施に当たって、以下のような点に留意することが必要である。

① 障害のある学生に必要な配慮の教育実習実施前の把握

大学等は、障害のある学生に、実習における日程、内容を伝え、どのような配慮が必要かを教育実習実施前に把握すること

② 教育実習受入校との教育実習実施前の調整

大学等は、教育実習受入校に、学生の障害について基本的なことや、必要な配慮について伝え、どのように対応するか教育実習実施前に調整すること

③ 教育実習受入校との教育実習中の連絡体制の構築

大学等は、教育実習の日程や内容の急な変更等に対応できるように、教育実習受入校との教育実習中の連絡体制を構築すること

④ 教育実習中の状況把握

大学等は、教育実習受入校を訪問（直接訪問することが難しい場合には、WEBや電話等を活用）し学生の教育実習の状況を適切に把握した上で、学生への指導や教育実習受入校との調整を学生の要望も踏まえ行うこと

⑤ 教育実習実施後の成果と課題の把握

大学等は、教育実習実施後、障害のある学生や教育実習受入校担当者から教育実習の実施に当たって工夫した点や、その成果と課題等をヒアリング又は協議するなどして記録し、今後の教育実習に活かせるよう、学内担当部署及び学外の関係者と共有すること

4. 教員組織



4. 教員組織 — 専任教員配置の原則

認定を受けようとする教職課程ごとに、当該学科等に籍を有する専任教員を必要数配することが原則

・教職課程認定基準3(7)

認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならない。

・教職課程認定基準3(10)

専任教員は、①「領域に関する専門的事項」、②「教科に関する専門的事項」、③「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、④「特別支援教育に関する科目」又は⑤「養護に関する科目」のいずれかの科目を担当する専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要専任教員数は、この基準に定める。

【必要専任教員数】

	教科専門科目 (領域・養護・栄養)	教職専門科目
幼稚園教諭	3人以上	3人以上
小学校教諭	1人以上	3人以上
	上記含め合計8人	
中学校教諭	2～4人以上	2人以上
高等学校教諭	2～4人以上	2人以上
養護教諭	3人以上	2人以上
栄養教諭	——	2人以上

1. 幼稚園教諭

■ 入学定員が50人を超えるごとに、「領域専門科目」「教職専門科目」いずれか又は合わせて2人増員

(教職課程認定基準4-1(3))

2. 小学校教諭

■ 入学定員が50人を超えるごとに、「教科専門科目」「教職専門科目」「複合科目」のいずれか又は合わせて2人増員

(教職課程認定基準4-2(4))

3. 中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭、栄養教諭

■ 「教職専門科目」は、入学定員に応じて増員

入学定員800人以下は 2人以上、
801～1200人以下は 3人以上、
1201人以上は 4人以上

(教職課程認定基準4-3(5) ii) 等)



4. 教員組織 — 専任教員の共通化

科目を共通開設等する場合や、共通開設が認められていない場合でも担当する科目の専門分野に近接性がある場合には、他学科等に籍を有する教員や他の教職課程の教員を、認定を受けようとする課程の専任教員とすることが、一定の範囲で可能。

1. 同一学科等又は複数学科等において共通に開設する授業科目を担当する専任教員の場合

- それぞれの課程において専任教員とすることが可能。 (教職課程認定基準4-8(4))

2. 同一学科等において幼稚園と小学校の認定課程がある場合

- 幼稚園の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることが可能。

(教職課程認定基準4-1(3)(※3)、4-2(5))

3. 中学校又は高等学校の教職課程における「教科に関する専門的事項」に他学科等で開設する授業科目をあてる場合

- 当該他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等の専任教員とみなすことが可能(みなし専任教員)。但し、必要専任教員数の半数以上(うち1人は教授)は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすることが必要。

(教職課程認定基準4-3(5)、4-4(5))



4. 教員組織 — 教員審査の基本的な考え方

担当教員の審査については、単に著書や学術論文等の活字業績の有無によるのではなく、職務上の実績、職務経験の期間、関連する資格等を考慮し、総合的に判断。ただし、活字業績が全く無い場合には、十分な能力があるとは認められない。

○教職課程認定基準（平成13年教員養成部会決定）

3(6) 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。

○教職課程認定審査の確認事項（平成13年課程認定委員会決定）

3(2) 担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、総合的に判断するものとする。

○教育又は研究上の業績及び実績の考え方（平成23年課程認定委員会決定）

教職課程認定基準(平成13年7月19日教員養成部会決定)3(6)に規定する教育又は研究上の業績及び実績に関する審査については、以下のとおり考えることとする。

1. 基本的な考え方

○ 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有することが必要である。例えば、教職に関する科目の「各教科の指導法」を担当するのであれば、当該教科の指導法に関する業績等が必要であり、単に当該教科の内容に関する業績等のみでは不十分である。

○ 単に著書や学術論文等の有無により審査を行うものではないが、担当する授業科目に関連した分野の著書や学術論文等が全く無い場合には、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であるとは認められない。

4. 教員組織 — 実務家教員の審査について

実務家教員については、学校現場での経験や実績も含めた総合的な判断により、審査を行う。(ただし、活字業績は必要。)

○「教職課程認定審査の確認事項」(課程認定委員会決定)

3(2)担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、**総合的に判断するものとする。**

○「教育又は研究上の業績及び実績の考え方」(課程認定委員会決定)

2 教員等の実務経験のある教員についての取扱い

- ・ 教員等の実務経験のある教員については、必ずしも著書や学術論文が求められるものではないが、**著書や学術論文がない場合には、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有することが必要である。**
- ・ 上記の発表記録や著作等には、**実務経験からくる実務の経験知・識見のみならず、知見の理論化や一般化に係る内容が包含されていることが必要**である。

○「教育研究業績書」の様式

「担当授業科目に関する研究業績等」

- ・ 著書
- ・ 学術論文等
- ・ **教育実践記録等(※)**
- ・ その他

※「教育実践記録等」とは <手引きの記述>

(教育実践記録等)は、大学や教職員支援機構等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等で活字化したもの(いわゆる「研究紀要」「研究集録」「研究レポート」「実践レポート」「教育論文」等)を記載すること。)



4. 教員組織 — 教員審査における必要となる業績等の範囲

認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。 (教職課程認定基準3(6))

- 教員審査においては、コアカリキュラムに記載されている目標に含まれる個々の要素一つ一つに関連する業績等やシラバスに記載されている個々の授業回全てに関連する業績等を要件とするものではなく、授業内容を構成する主たる内容から見て、授業全体として担当する教員として十分な能力を有すると認められるかどうかという観点から総合的に判断する。

・(例1)「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に対応したある授業科目について
授業内容を構成する内容が、

- ①「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達の理解」
 - ②「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法の理解」
 - ③「障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難とその対応の理解」
- となっており、このうち①及び②が授業内容を構成する主たる内容となっている場合には、①及び②に関連する業績等があれば足りる。さらに、この場合、①や②に含まれる個々の要素一つ一つに関連する業績等を網羅する必要はない。

・(例2)「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)」に対応したある授業科目について

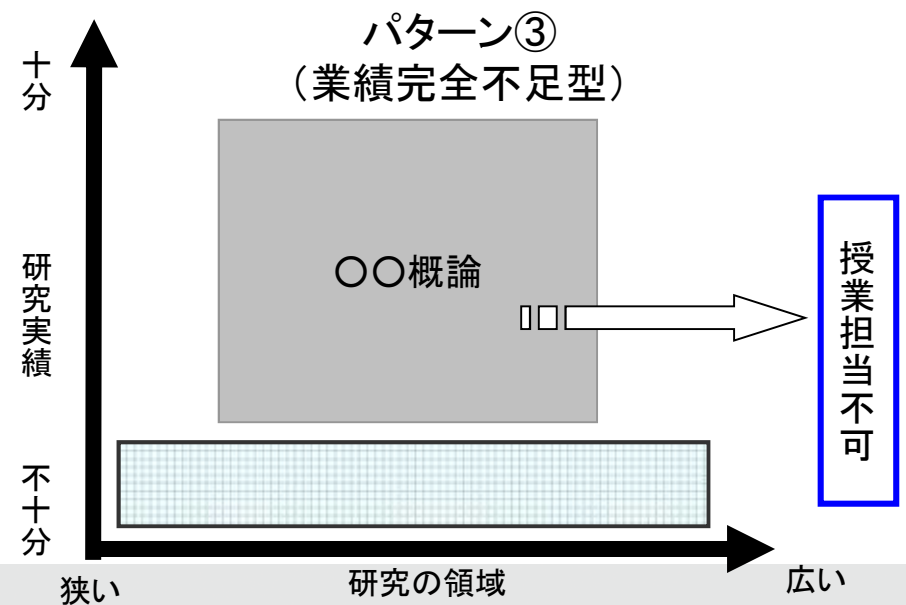
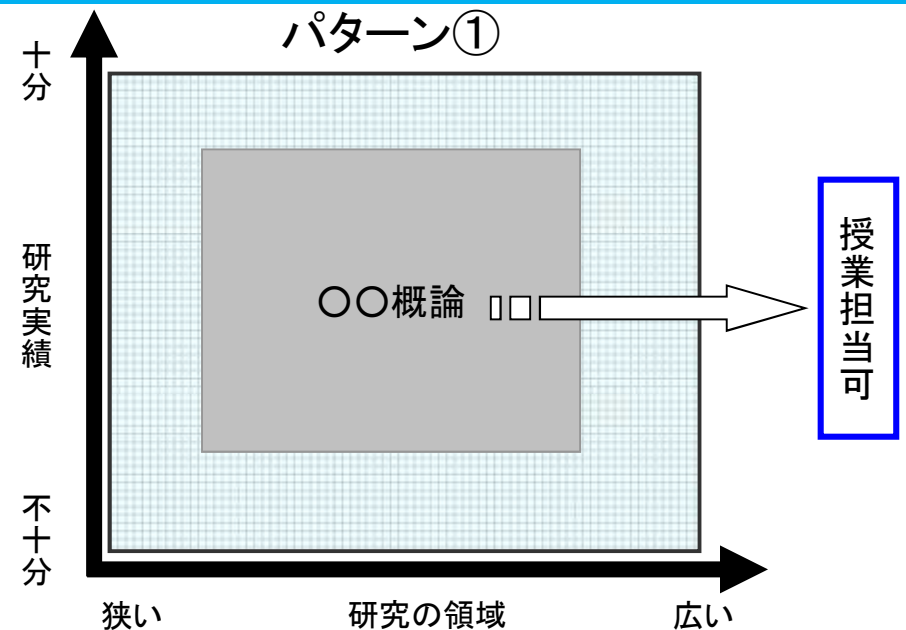
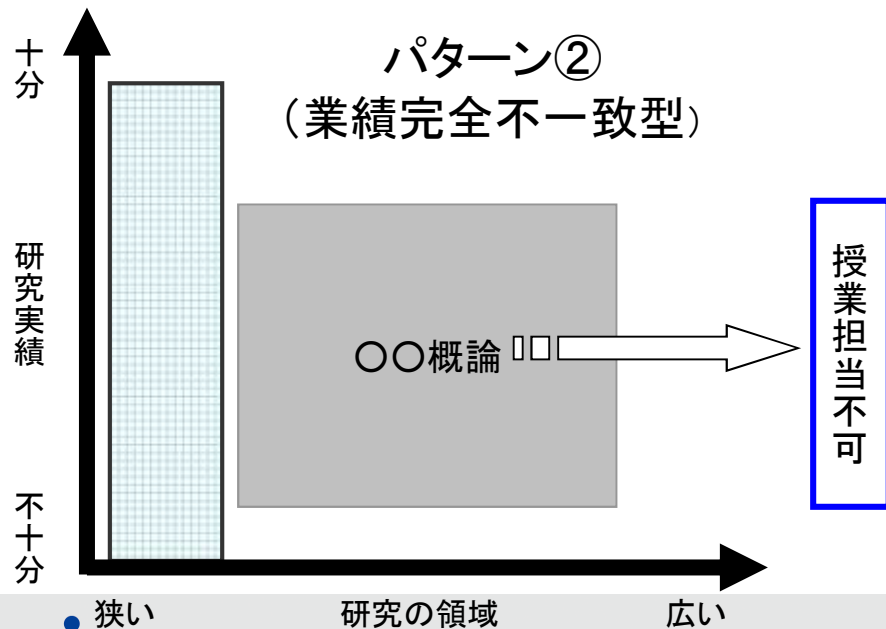
授業内容を構成する内容が、

- ①「教育に関する社会的事項、制度的事項又は経営的事項」
 - ②「学校と地域との連携」
 - ③「学校安全への対応」
- となっており、このうち①が授業内容を構成する主たる内容となっている場合には、①に関連する業績等があれば足りる。

4. 教員組織 — 教員審査のイメージ①

(※あくまでもイメージ図であり、何割あればよいかなど数値を示すものではない。)

□ : 活字業績

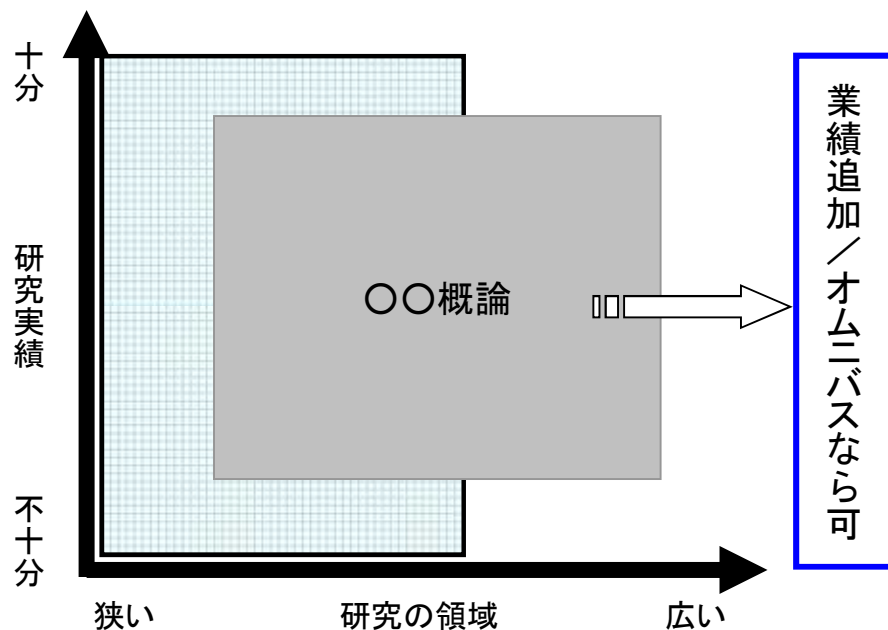


4. 教員組織 — 教員審査のイメージ②

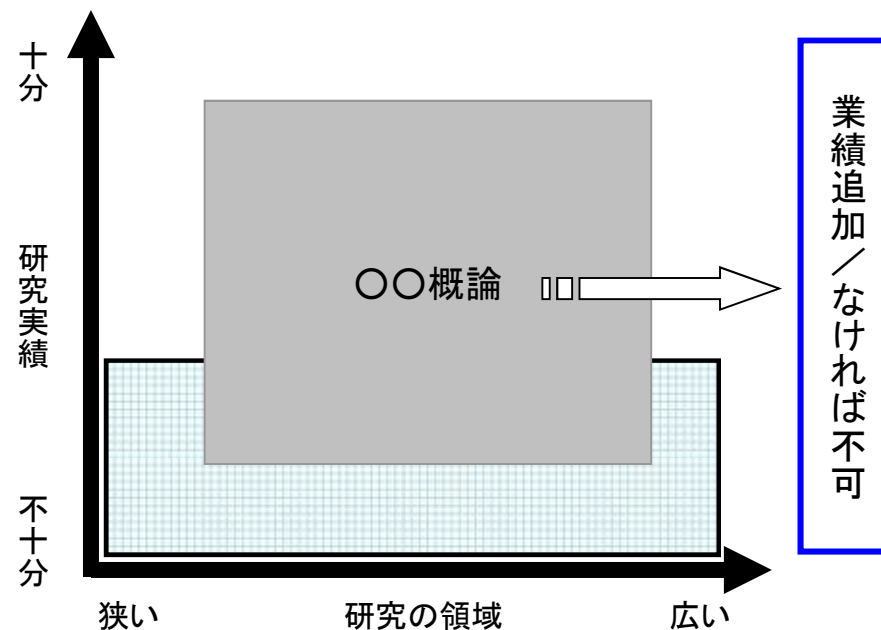
(※あくまでもイメージ図であり、何割あればよいかなど数値を示すものではない。)

■ : 活字業績

パターン④
(業績範囲一部不一致型)



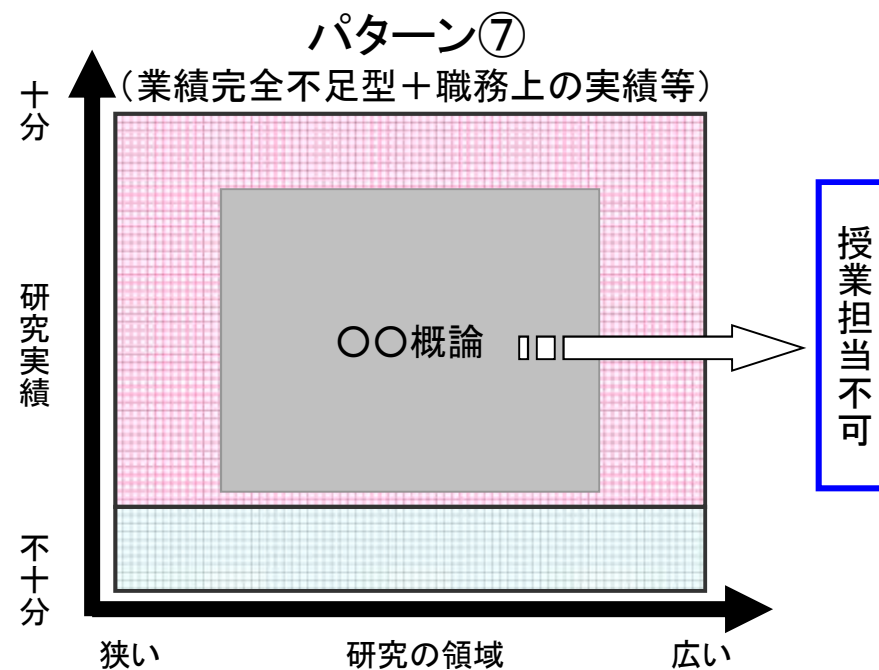
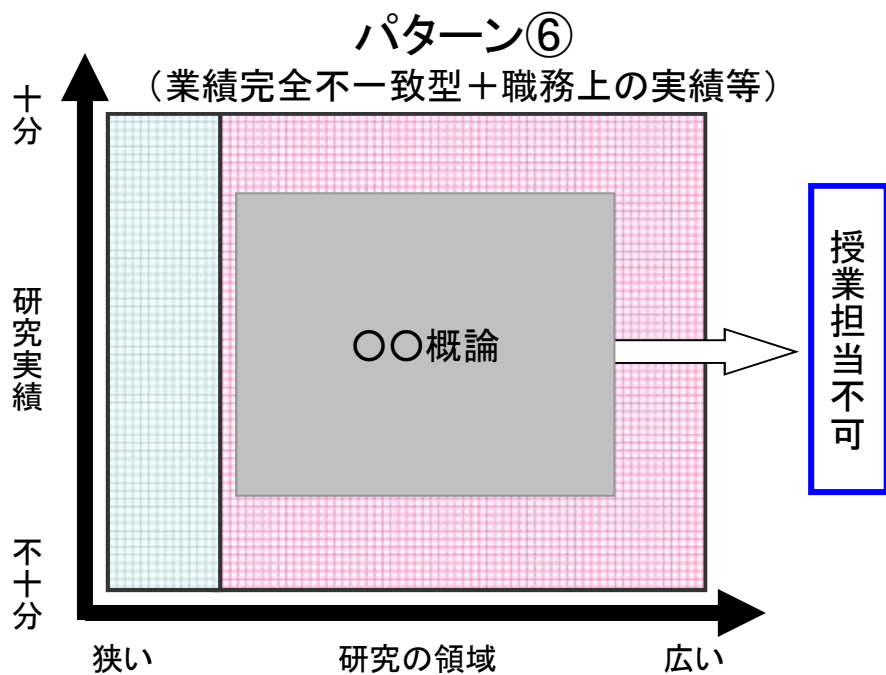
パターン⑤
(業績一部不足型)



4. 教員組織 — 教員審査のイメージ③

(※あくまでもイメージ図であり、何割あればよいかなど数値を示すものではない。)

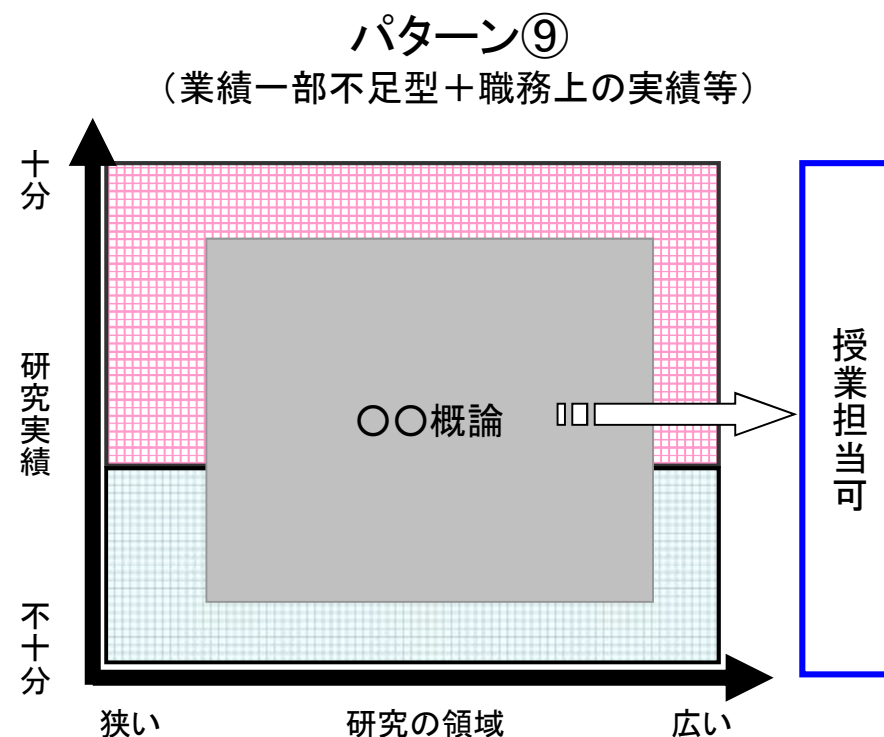
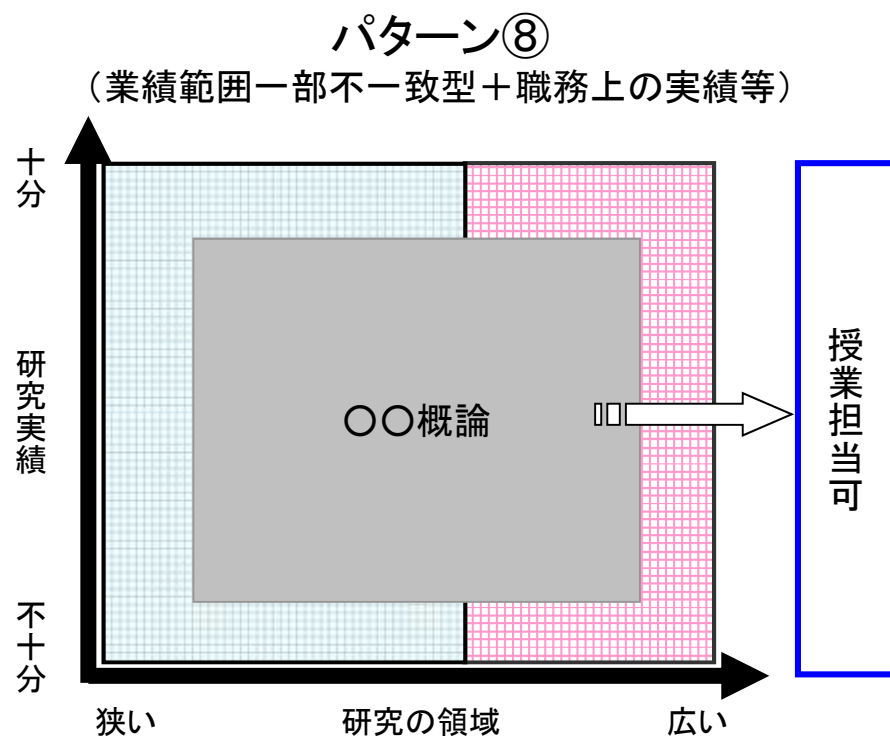
: 活字業績
 : 職務上の実績等



4. 教員組織 — 教員審査のイメージ④

(※あくまでもイメージ図であり、何割あればよいかなど数値を示すものではない。)

■ : 活字業績 ■ : 職務上の実績等



5. 全学的な体制整備・自己点検 評価等



5. 全学的な体制整備・自己点検評価等 ①

■ 免許法施行規則第22条の7

2以上の認定課程を有する大学は、当該大学が有するそれぞれの認定課程の円滑かつ効果的な実施を通じて当該大学が定める教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

■ 免許法施行規則第22条の8

認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(概要)

(令和3年5月7日 教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議)

教職課程の自己点検・評価

> 自己点検・評価の基本的考え方

各大学の教職課程が教員養成の目標及び計画に照らして成果を上げることができたのかを中心に実施（教員養成を主たる目的とする大学・学科等については、「卒業認定・学位授与の方針」も参照）

その際、達成すべき質的水準と具体的方法をあらかじめ定めておくことが必要

また、FD・SDの実施など教職課程の改革・改善に実際に結びつける方策の具体化や、教職課程の自己点検・評価自体を効果的・効率的に行うことも重要

・ 基本的な手順 ・ 実施間隔 ・ 実施単位 ・ 実施体制

> 自己点検・評価の観点の例示

①教育理念・学修目標 ②授業科目・教育課程の編成実施 ③学修成果の把握・可視化 ④教職員組織 ⑤情報公表
⑥教職指導（学生の受け入れ、学生支援） ⑦関係機関等との連携

※学校教育法に基づく自己点検・評価の項目にこれらの観点を取り込みつつ実施する方法なども考えられる

5. 全学的な体制整備・自己点検評価等 ②

全学的に教職課程を実施する組織体制

➤ 必要性

授業科目や専任教員の共通化の範囲を拡大することに伴い、教職課程全体として責任の所在が不明確となるなど、教職課程の質が低下することとならないよう、全学的な観点から教職課程の運営を実施できる組織体制を備え、当該組織の中核となる組織（中核組織）が中心となって、自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みの確立が必要

➤ 役割・機能（例示）

①全学的な教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定、各学科等ごとの教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の整合性の確保に関する調整 ②複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設や専任教員の配置など全学的な教育課程の編成、教員組織整備に関する調整 ③各学科等における教育課程・授業科目の状況の確認の実施（シラバスの確認の実施を含む） ④学修成果に関する情報の集約・分析の実施（「履修カルテ」の作成・管理を含む） ⑤全学的な観点からのFD・SDの実施 ⑥情報公表の実施に向けた各学科等におけるデータの収集の実施、整合性の確保に関する調整 ⑦教職課程の学生獲得に向けた戦略の策定、関連する取組の実施 ⑧教職課程の学生に対する履修指導・進路指導等の実施 ⑨関係機関等との連携・交流に関する連絡調整の実施、全学的な整合性の確保に関する調整 ⑩教職課程の自己点検・評価の実施、学内及び外部からのフィードバックに対する対応

※中核組織が全ての役割・機能を担う方法や、既存の組織が中核組織と連携して役割を果たす方法なども考えられる

➤ 中核組織の形態

センター的組織（果たすべき役割・機能を自ら実施）や、委員会的組織（既存の組織間の調整機能を重視）等の形態が考えられるが、教科専門及び教職専門両方の教員や教職課程の運営を担う事務職員の参画、事務職員の確保その他運営体制の確立、各学科等の代表者の参加が必要

参考

- 教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/160/index.html
- 教学マネジメント
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360_00001.html



6. 関係手続



6. 関係手続－ 変更届①

変更届： 大学は、認定後の教職課程の水準を適切に維持しつつ、変更が生じる教育課程等については、あらかじめ届出を行う必要がある。提出にあたっては、法令や審査基準等を満たしているか、各大学において必ず確認をすること。

※ ICT事項科目に係る変更届は、通常の変更届と異なることに留意。

(令和3年8月27日付事務連絡参照)

【教育課程等を変更する場合、注意点(過去事例から)】

○教職に関する科目の総単位数や履修方法

変更に伴い、**必修・選択必修単位の総数が不足**していないか？ → 必修・選択必修科目を全て履修しても教員免許状が取得できない。(追加履修が必要となる)

○一般的包括的な内容

履修方法を**変更した場合でも、一般的包括的な内容が確保**できるか？ → 必修科目を全て履修しても教員免許状の取得要件を満たさない場合がある。(追加履修が必要となる場合がある)

○専任教員の人数や配置

教員の退職等の変更後、**必要専任教員を満たしているか？教授の配置**がなされているか？ → 課程認定基準違反の状態。人事配置は直ちに対応することが難しいため、このような状態を未然に防ぐため、学内で十分に情報を共有の上、計画的な採用・配置を行うこと。

6. 関係手続－ 変更届②

課程認定基準等の改正により、科目の改廃だけでなく、開設方法が変更となるケースが想定される

- 例)
- ・ 連携開設科目への変更
 - ・ 共通開設科目への変更 等

→ 科目の開設前に変更届の提出が必要

6. 関係手続 — 教職課程認定審査の確認事項1(1)③に基づく変更届

「教職課程認定審査の確認事項」

1 教育上の基本組織関係

(1) 大学(短期大学、大学院(大学院設置基準第7条の2に定める研究科を置く大学院を含む。)、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学及び大学院の教職特別課程並びに特別支援教育特別課程を含む。以下「大学」という。)の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書きに規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織(以下「学科等」という。)の統合、分離等その組織を変更する場合において、学科等の設置若しくは廃止又は学科等の分離と解されるときは、その教育課程、履修方法、教員組織等について、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程であることを確認するため、新たに課程認定を行うものとする。
ただし、以下の場合は、新たに課程認定を行うことを要しない。

- ① 学科等の名称若しくは入学定員を変更する場合
- ② 学科等を有する大学の名称、設置者若しくは位置を変更する場合
- ③ 学校教育法第4条第2項第1号及び第3号で定める事項として学校教育法施行令第23条の2第1項第1号に規定する学科の設置(国公立大学においてこれに準ずる手続(国立大学の場合は「事前伺い」、公立大学の場合は学校教育法施行令第26条第1項による学則変更の届出)を含む。)を行う場合であって、当該学科に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び教員組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合
- ④ (略)

学科等の設置等を行う場合には、新たに課程認定を行うことが原則。

しかしながら、国公立大学は「届出」の手続きによって学科等の設置等を行う場合、認定年度の1年半前までに、変更届を提出し、課程認定委員会において、教職課程認定審査の確認事項1(1)③に該当すると判定された場合においては、新たに課程認定を行うことを要しない。

6. 関係手続 — 教職課程認定審査の確認事項1(1)④に基づく変更届

「教職課程認定審査の確認事項」

1 教育上の基本組織関係

(1) (略)

①～③ (略)

- ④ 既設の大学又は学科等を廃止し、その職員組織等を基に大学又は学科等を設置する場合であって、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則第2条第5項又は第3条第6項(第4条において準用する場合を含む)に該当するもの(国立大学においてこれに準ずる手続きを含む。)のうち、当該学科等に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び教員組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるととも、基準を満たしている場合

既設の大学や学部等を廃止し、それを基に大学又は学部等を設置する場合には、新たに課程認定を行うことが原則。

しかしながら、国公私立大学について、「設置申請」の手続において、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則第2条第5項又は第3条第6項に規定する「教員審査の省略」に該当する場合、認定年度の1年半前までに、変更届を提出し、課程認定委員会において、教職課程認定審査の確認事項1(1)④に該当すると判定された場合においては、新たに課程認定を行うことを要しない。



6. 関係手続 — 教職課程認定審査の確認事項1(1)③、④に基づく変更届①

教職課程認定審査の確認事項1(1)③と1(1)④の違い

	1(1)③	1(1)④
「設置申請」の手続	届出（国公立大学の場合）	認可申請（国公立大学の場合） かつ 教員審査の省略が認められる場合（※）

※「教員審査の省略が認められる場合」とは、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則第2条第5項、第3条第6項（第4条において準用する場合を含む。）に該当する場合（国立大学においてこれに準ずる手続を含む。）。

※ 認可申請及び意見伺いの手続により大学や学部・学科等を設置する場合でも、教員審査の省略が認められていない場合は、1(1)④には該当しない。

※ 認可申請及び意見伺いの手続において教員審査の省略が認められるかどうかを、文部科学省の担当部署に必ず確認すること。

※ 1(1)③及び1(1)④に同時に該当することはない。

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則

第2条（第1項～第4項及び第6項～第7項 略）

5 第一項の申請をした者のうち、既設の大学、学部等、大学の大学院又は研究科等（以下この項において「既設大学等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に大学を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該大学に置く学部等又は研究科等のうち、**教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。**

第3条（第1項～第5項及び第7項～第13項 略）

6 第一項の申請をしようとする者のうち、既設の大学又は学部等（以下この項において「既設大学等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に学部等を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該学部等のうち、**教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。**

第4条 前条第1項、第5項から第9項まで及び第13項の規定は、大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出について準用する。（以下略）

6. 関係手続 — 教職課程認定審査の確認事項1(1)③、④に基づく変更届④

- ・ 学科等を設置(分離)する場合には、教職課程認定を受けることが原則であるため、教職課程認定審査の確認事項1(1)③、④に該当する可能性のある学科等であっても、変更届の提出は必須ではない。
- ・ 審査の結果、変更届による変更が認められなかった場合や、教職課程認定審査の確認事項1(1)③、④に基づく変更届を提出しなかった場合は、課程認定申請が必要となる。
- ・ 教職課程認定審査の確認事項1(1)③、④に基づく変更届を提出する場合は、課程認定申請を必要とするかどうかを判断する必要があるため、認定年度の1年半前に提出すること。(令和6年度開設の場合は令和4年9月30日締切)

【課程認定委員会による審査】 ※審査の考え方は、1(1)③と1(1)④で同じ

1. 従前及び改組後の両方の教職課程において、教職課程認定基準等を満たしている

専任教員の配置、授業科目の開設、幼稚園・小学校の課程の「教員養成を主たる目的とする学科等」、中学校・高等学校等の課程の「学科等の目的・性格と免許状との相当関係」等の基準を満たしていることが必要。

2. 従前と改組後の学科等の教職課程が概ね同一である

学科の分割により授業科目や専任教員が大幅に減少する場合、教養学科を専門学科に先鋭化させる改組を行う場合又はその逆、教職課程において科目名称や授業内容の全面的な刷新を行う場合等は概ね同一とは認められない。

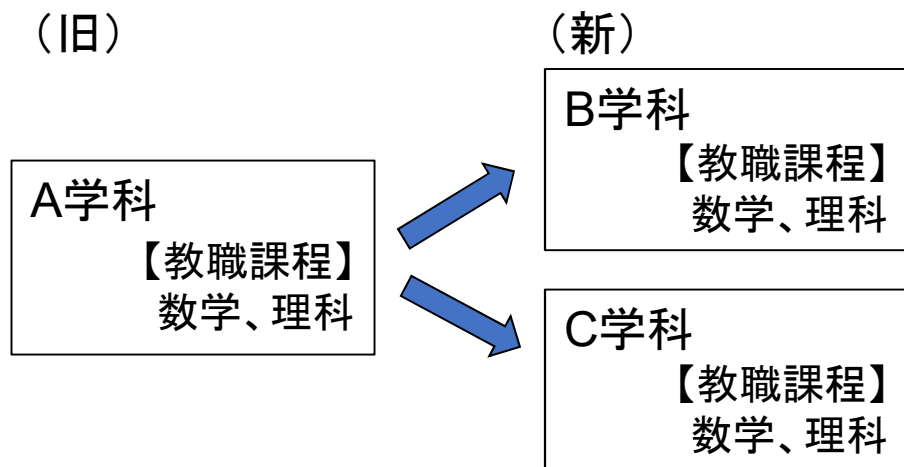


「教職課程が概ね同一」というのは、教職専門科目のみではなく、教科専門科目も含めた教職課程全体で判断。



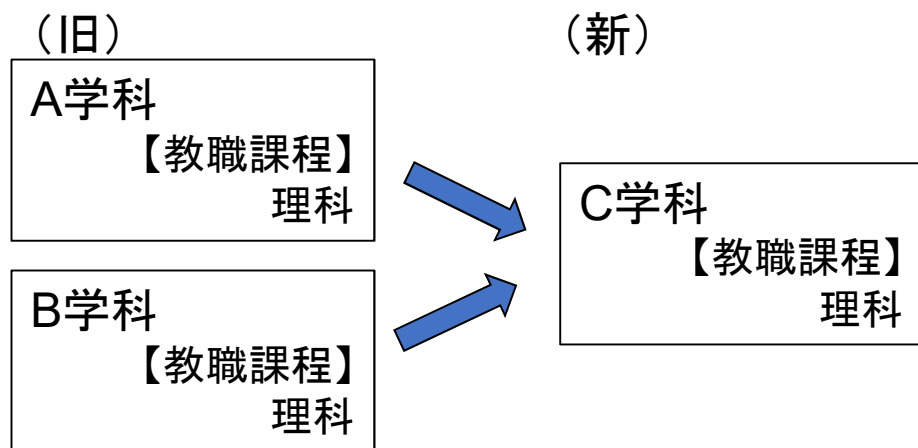
6. 関係手続 — 教職課程認定審査の確認事項1(1)③、④に基づく変更届⑤

<「従前の学科等の教職課程と概ね同一」の例①>



学科の分割により、授業科目や専任教員が大幅に減少する場合や、授業科目や専任教員を大幅に追加する場合は、概ね同一とは認められない。

<「従前の学科等の教職課程と概ね同一」の例②>



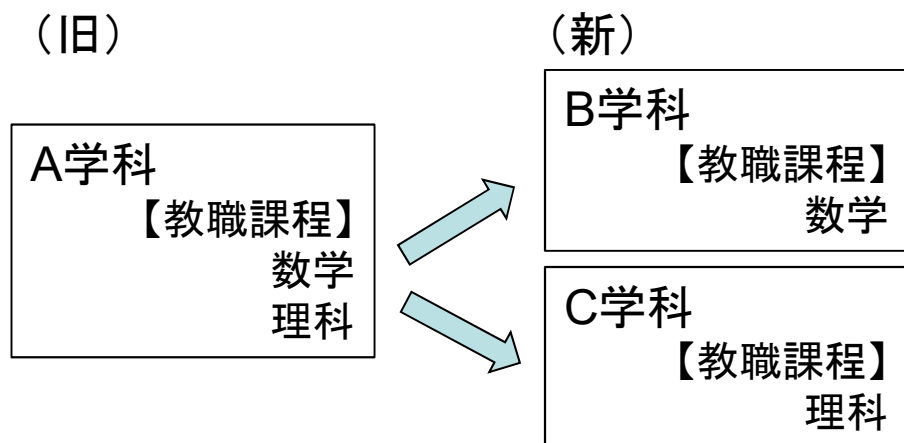
・学科の統合に伴い、従前の学科等に開設されていた授業科目が大幅に廃止されたり、新規の授業科目を大幅に増設するなど、単純な合算ではなく教育課程に大きな変更が生じる場合や、専任教員についても、追加・削除など大幅な異動がある場合は、概ね同一とは認められない。

・A学科及びB学科の授業科目群及び専任教員を加除なくC学科に移動させる場合、概ね同一と認められる可能性が高い。



6. 関係手続 — 教職課程認定審査の確認事項1(1)③、④に基づく変更届⑥

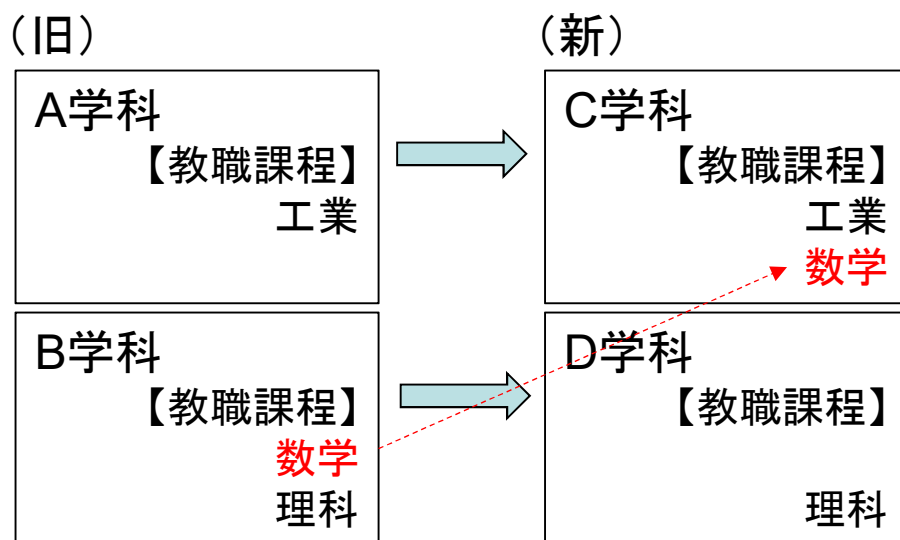
<「従前の学科等の教職課程と概ね同一」の例③>



A学科の数学の授業科目群をB学科に移動し、A学科の理科の授業科目群をC学科に移動させる場合、概ね同一と認められる可能性が高い。

(但し、B学科及びC学科が、学科等の目的・性格とそれぞれの免許状との相当関係を満たしていることが前提)

<「従前の学科等の教職課程と概ね同一」の例④>

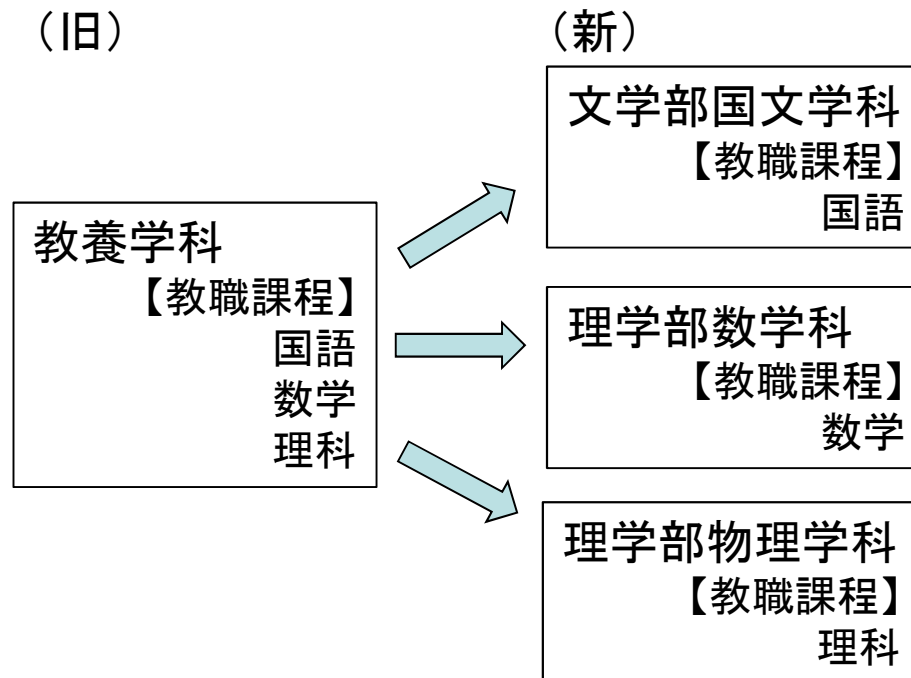


C学科がA学科を継承、D学科がB学科を継承し、数学の授業科目群をB学科からC学科に移動させる場合、C学科の数学の教職課程は、概ね同一とは認められない。



6. 関係手続 — 教職課程認定審査の確認事項1(1)③、④に基づく変更届⑦

<「従前の学科等の教職課程と概ね同一」の例⑤>



教養学科を専門学科に先鋭化させる改組を行う場合には、概ね同一とは認められない。

6. 関係手続 令和4年度末までの「事後調査対応届」について①

1. 事後調査の対象及び対応方法

令和元年度以降の教職課程の認定の際に以下のとおり留意すべき事項が付された大学は、事後調査対応届作成要領に従い、令和4年度までに事後調査対応を完了することが必要(最終提出〆切りは令和4年9月末)。

 **来年度が提出の最終年度になります**

	事後調査の対象	対応方法
(1)	幼稚園教諭の教職課程について、免許法施行規則附則第7項により幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」を小学校教諭の「教科に関する専門的事項」のうち国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育を充てている	各領域の「領域に関する専門的事項」の開設及び教員追加
(2)	「総合的な学習の時間の指導法」を担当する教員が該当する10年以内の研究業績を有しておらず、①「総合的な学習の時間の指導法」の10年以上前の活字業績、又は②「各教科の指導法」「道徳の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかの活字業績を有する者	留意事項が付された対象教員(以下、「対象教員」という)の業績追加又は業績を有する教員等への変更
(3)	小学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」の外国語(英語)指導法を担当する教員が該当する研究業績を有しておらず、中学校又は高等学校の「外国語(英語)の指導法」の活字業績を有する者	

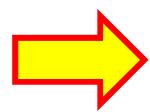
- ※ 対応方法の「業績追加」には、認定後に新規に作成された業績の追加のほか、以下の対応内容も含む。
- ・留意事項付き認定時の申請書類記載日以降に公刊された業績に限らず、過去10年以内の業績を追加すること
 - ・留意事項付き認定時の申請書類に記載の業績の概要を修正すること

6. 関係手続 令和4年度末までの「事後調査対応届」について②

2. 事後調査のスケジュール等

事後調査は令和4年度間に、次の手順で行う。

提出締切	①令和4年3月末、②令和4年6月末、③令和4年9月末
審査	内容確認完了後、正本提出 正本に基づき審査（提出締切から、おおよそ2～3か月程度で処理）
審査終了後	文書による事後調査の結果通知 （審査の結果、必要な事項を満たしていないと判定された場合においては次回締切にて、改めて事後調査対応届の提出を行う。）



来年度は最終年度になるため、提出締切を3回(3月末、6月末、9月末)設定しています。9月末の締切分までに必ず対応完了できるよう、計画的な手続をお願いします。

7. その他



教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）概要 ※令和3年6月4日公布

骨子

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、**教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止**、基本理念（**学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等**）、**文部科学大臣による基本的な指針の作成**、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（**データベースの整備等**）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 一部の規定を除き、**公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行**。（※データベース関係の規定は、二年以内に施行。）

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者

教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員

特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は**失効者等** 免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等：

- ① 児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること
 - ② 児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること
 - ③ 児童ポルノ法違反、④ 痴漢行為又は盗撮行為、⑤ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ
- ※ 現在の運用上、懲戒免職処分の対象となり得る行為を条文で列挙。
※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**
 - ・ 教育職員等や**養成課程の履修学生への啓発等**
 - ・ 児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**
 - ・ 国によるデータベースの整備、都道府県教委による迅速な記録の実施
 - ・ 教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**
 - ・ 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**
 - ・ 定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**
 - ・ 相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - ・ 学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - ・ 報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援**
 - ⇒ 教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等について準用

教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**
 - ・ 免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
 - ・ 再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**
 - ・ 都道府県教委に設置
 - ・ 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

教職課程コアカリキュラム(学校安全関係部分抜粋)

教育の基礎的理解に関する科目

- 一 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
(学校と地域との連携および学校安全への対応を含む)

全体目標： 現代の学校教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。
なお、学校と地域との連携に関する理解及び学校安全への対応に関する基礎的知識も身に付ける。

(3)学校安全への対応

一般目標： 学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。

到達目標：

- 1) 学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。
- 2) 生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』について

作成・改訂の経緯

- 平成13年：平成7年の阪神・淡路大震災、平成13年の大阪教育大学附属池田小学校事件等を踏まえて、**学校安全の参考資料として、『「生きる力」をはぐくむ学校安全教育』（以下「生きる力」という）を作成**
- 平成22年：平成21年の学校保健安全法の制定（学校保健法改正・改称）等を踏まえて**「生きる力」を改訂（1回目）**

- 震災や豪雨等の自然災害の状況、交通事故や犯罪等の社会的な情勢の変化など、新たな課題の顕在化・深刻化
 - 学校における活動中の事故や登下校中における事件・事故に巻き込まれる事案やスマートフォンやSNSの利用を巡るトラブルなど、従来想定されなかった新たな危機事象の発生
- ⇒ **学校を取り巻く新たな状況を踏まえつつ、「学校事故対応に関する指針の作成（平成28年）」、「学習指導要領の改訂（平成29年）」、「第2次学校安全の推進に関する計画の策定（平成29年）」などに対応して、平成31年3月「生きる力」を改訂（2回目）、各教委・学校に配布**



H31改訂の主なポイント

学校における安全教育（学習指導要領の改訂への対応）

○教科横断的なカリキュラム・マネジメントの確立

安全に関する資質・能力を明確化し、学校教育活動全体を通じた教科等横断的なカリキュラムマネジメントの確立を通じ、地域の特性や児童生徒等の実情に応じた安全教育を推進することが重要。

○安全教育の進め方

「学校安全計画」を全教職員が理解し、児童生徒等が安全上の課題について自ら考え、主体的な行動につながるよう、様々な手法を適宜取り入れることが重要。実施後は、安全教育の取組状況を把握・検証し、改善につなげていくことが必要。

「第2次学校安全の推進に関する計画」 「学校事故対応に関する指針」を踏まえた対応

○事故等の未然防止のための安全管理と事故発生後の適切な対応

学校保健安全法に基づき、「学校安全計画」「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）を作成し、組織的に安全管理に取り組む体制を整備することが必要。

作成後も、学校環境や学校生活、通学路等の点検を通じ、危険な箇所や場所を抽出・分析・管理し、PDCAサイクルの中で改善していくことが必要。

○「学校事故対応に関する指針」に係る対応

「学校事故対応に関する指針」に基づき、事故等発生時の組織的かつ的確な対応、調査・報告・再発防止等の適切な事後対応や児童生徒等への心のケアを実施することが必要。

学校における安全管理

○安全管理の考え方

学校安全計画に基づいて、安全教育と安全管理を一体的に活動を展開することが重要。

○新たな危機事象への対応

これまでの危機対応及び災害発生時の対応に加え、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害、テロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する新たな危機事象への対応を念頭に、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じ、常に最新の状況にしておくことが重要。

○幼稚園、特別支援学校等における留意点

幼児の発達の特性や各園の特徴、障害の特性等に応じた留意が必要。

安全教育と安全管理における組織活動

○学校における体制整備

管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員の役割を明確化し、全ての教職員が一体となって取り組むことが重要。

全ての教職員が、各キャリアステージにおいて、必要な資質・能力を身に付けることが必要。

また、最新の情報を踏まえ、実践的な研修が必要。

○学校・家庭・関係機関の連携

安全上の課題が複雑化・多様化する中で、家庭・地域・関係機関との連携が不可欠。



教職員のための学校安全e-ラーニング

全ての教職員は、各キャリアステージにおいて必要な学校安全に関する資質・能力を身に付けることが求められています。教職員を目指す学生等向けの基礎研修を含め、「教職員のための学校安全 e-ラーニング」は誰でも・いつでも・どこでも、学校安全に関して習得しておくべき事項を学ぶことができます。

画面イメージ

基礎研修② 安全教育の基礎

はじめに

1. 安全教育の目標

[1] 安全教育の目標
[2] 安全教育の目指す資質・能力
[3] 発達段階に応じた安全教育の目標

2. 安全教育の内容

[1] 学校安全の3領域
[2] 安全教育の内容—生活安全—
[3] 安全教育の内容—交通安全—
[4] 安全教育の内容—災害安全—

3. 安全教育の進め方

[1] 教育課程における安全教育
[2] 各教科等における指導
[3] 特別活動における指導

教育課程における安全教育

安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育む

教育要領 + 児童生徒等の実情 + 自助
学習指導要領 + 地域の実態 + 共助 公助

- ✓ 安全に関する内容のつながりを整理（安全計画に位置付け）
⇒ 系統的・体系的な安全教育を計画的に
- ✓ 家庭や地域社会との連携 ✓ 校種間連携
- ✓ 必要な人的又は物的な体制の確保

活用シーン

教職員向け研修の
事前学習教材や動画教材として

初任者研修
校内研修
教員免許状
更新講習
etc.
...

学校安全ポータル
サイトで誰でも
学べます！

大学の
学校安全に関する
講義の教材として

個人の自己学習教材として

パソコン
スマホ
タブレット

OK OK

コースの名称	対象者	主な内容
基礎研修①	教職員を目指す学生等	学校安全の全体像
基礎研修②		安全教育の基礎
基礎研修③		安全管理の基礎
初任者等向け研修	1年目から概ね5年程度の教職員	学校安全の具体
中堅教員向け研修	概ね6年以上、中堅として活動する教職員	学校安全のPDCA
管理職向け研修	管理職又はそれに準じる立場の教職員	目標と体系、組織活動




小テストに合格すると修了証が発行されます。

大学の授業において、学生に課す課題としても利用いただけます。



学校安全に関する情報は「学校安全ポータルサイト」で検索！！



こちらのQRコードからサイトをご覧ください。

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/index.html>

コンテンツ例

「危機管理マニュアル作成の手引」など学校安全資料

文部科学省作成資料・取組・事業

学校安全推進のための参考資料や、全国で実施している取組・モデル事業等を掲載。

- > 全国での取組・モデル事業 (研修会情報)
- > 学校安全参考資料
- > 映像資料

文科省からのお知らせを毎月更新

今月のニュース

学校安全に関する全国の取組や、文科省からのお知らせなどを紹介。

- > 令和2年3月号 職員だより
- > バック

都道府県の研修会情報や文科省主催の研修会資料

表彰制度

内閣総理大臣表彰や文部科学大臣表彰、その他関係省庁が実施している学校安全コンクールを紹介。

- > 安全功労者内閣総理大臣表彰
- > 学校保健・安全文部科学大臣表彰

研修会情報

防災教育、学校安全に関する公開授業・セミナーの開催情報を紹介。

- > 健康教育・食育行政担当者連絡協議会
- > 全国学校保健・安全研究大会
- > 都道府県・政令市主催 研修会・セミナー等

学校安全功労者の紹介

> 関連情報へのリンク - 関係省庁の学校安全に関する情報を紹介

当サイトは、学校安全のために、文部科学省や都道府県等で実施している取組やこれまでに作成した資料などを掲載しています。各地域で取り組まれている学校安全の実践事例等を共有し、防災教育を含む安全教育の更なる充実を図るために、情報発信を行っています。

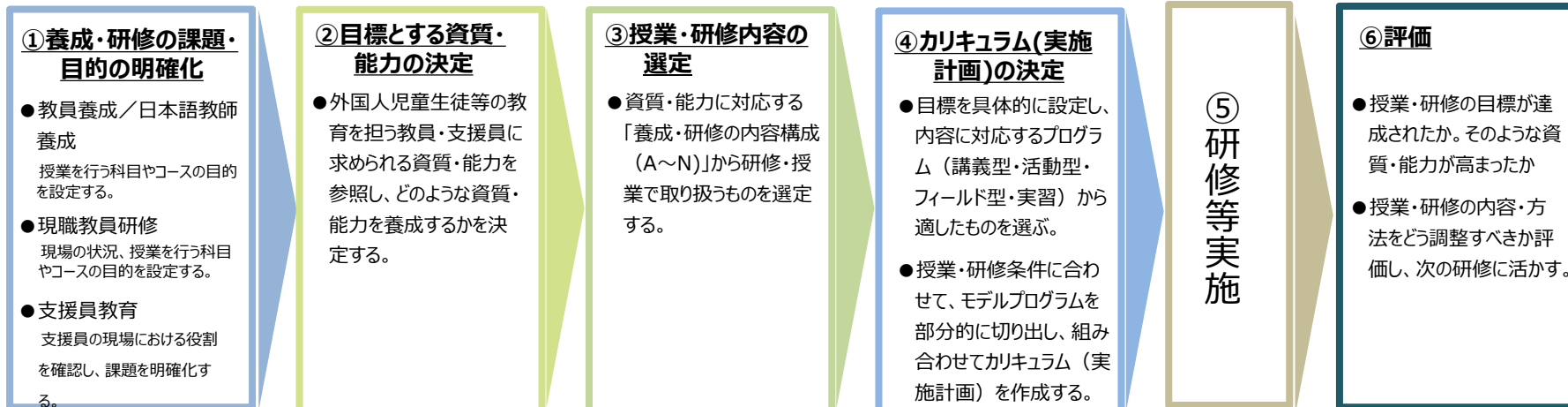
外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修プログラム

概要

- 外国人児童生徒等の教育を担う教員や支援者の資質・能力の向上を図るため、指導経験、地域や学校の状況・課題等に応じて体系的な養成・研修を行うことを可能とするモデルプログラムを開発し、教育委員会や大学等に活用を周知。
(文部科学省委託事業により、公益社団法人日本語教育学会が作成。2019年度に完成)



モデルプログラムの活用方法



資質・能力の4要素と課題領域		求められる具体的な力	養成・研修の内容構成	
捉える力	子どもの実態の把握	文化間移動と発達の視点から、外国人児童生徒等の状況を把握することができる。	A 外国人児童生徒等教育の課題	H 子どもの日本語教育の理論と方法
	社会的背景の理解	外国人児童生徒等の背景や将来を、社会的、歴史的文脈に位置付けることができる。		
育む力	日本語・教科の力の育成	外国人児童生徒等の実態等に応じ、言語教育に関する専門的知識に基づいて、日本語・教科の教育を行うことができる。	C 学校の受入れ体制	J 在籍学級での学習支援
	異文化間能力の涵養	外国人児童生徒等と周囲の子どもとの相互作用を通して、双方に異文化間能力を育てることができる。		
つなぐ力	学校づくり	保護者や地域の関係者と連携・協力して、よりよい支援、教育のための学校体制をつくることができる。	E 母語・母文化・アイデンティティ	L 保護者・地域とのネットワーク
	地域づくり	異なる立場の人々と協働しながら、学習環境としての地域づくりをすることができる。		
変える／変わる力	多文化共生社会の実現	社会的正義と公正性を意識し、多文化共生を具現化することができる。	G 日本語の特徴	N 成長する教師(教員・支援員)
	教師としての成長	外国人児童生徒等に関する教育・支援活動を振り返り、自己の成長につなげることができる。		

モデルプログラムの詳細については、日本語教育学会のホームページをご覧ください。 <https://mo-mo-pro.com/>

文部科学省 外国人児童生徒等教育アドバイザー

- 増加する外国人児童生徒等に対する指導・支援、多文化共生の取組等について、教育委員会・大学等へのアドバイスや教員研修の充実のため、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を実施。
- アドバイザーは、日本語指導の経験が豊富な教員、日本語教育や多文化共生の研究者など31名を委嘱（令和3年度）。

派遣費用は
文科省が負担

このようなご希望やお悩み・・・

教育委員会で・・・

- ◆外国人児童生徒等の教育について研修をやりたい！
そのために、経験豊富な講師を招きたい。

大学で・・・

- ◆教員志望の学生に、外国人児童生徒等の教育について学ばせたい。
どんなカリキュラムがいいのか・・・。

教育委員会で・・・

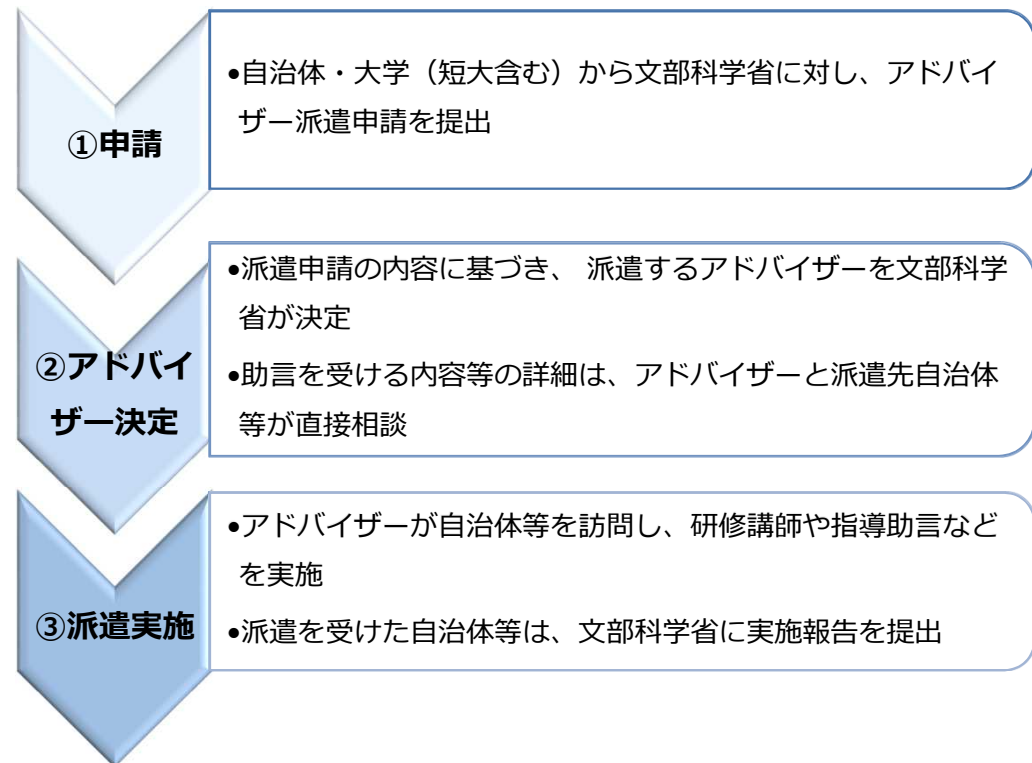
- ◆外国人散在地域のため、対応が遅れている。外国人児童生徒等の対応施策について、専門的な見地からアドバイスが欲しい。

地域で・・・

- ◆子どものいる外国人家庭がとても多い。
NPOと連携して、支援の取組ができないか・・・。

外国人児童生徒等教育アドバイザーがお手伝いします！

◎外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣の流れ



詳細については、文部科学省HPをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm

在外教育施設における教育実習の実績について

背景

- ・経済社会のグローバル化の進展、令和2年度からの新学習指導要領における小学校外国語教育の早期化・教科化、増大する外国人児童生徒への対応等を踏まえ、教師自らのグローバル化が必要
 - ・文部科学省では、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、在外教育施設を活用した教師の戦略的な人材育成を推進
- ⇒教育職員免許法施行規則の一部改正(平成30年12月)により、文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設(※)による教育実習が平成31年4月より可能となった。

令和元年度実績

受入校:ジャカルタ日本人学校

1. 実施校:高松大学(私立)
2. 実施時期:令和元年9月10日～14日(5日間)
3. 実習生:2名
4. 主な成果:
 - ・海外における特色ある教育や指導法(ジャカルタの特色を生かした学校行事、教科の教材開発、学習指導)に触れることができた。
 - ・全国から集まる教師から様々な教授法や教育情報を学ぶことができた。
 - ・現地採用教師との交流を通して多面的な世界観に触れることができた。
5. 令和2年度の状況:2名とも教員採用試験に合格



	朝の活動	1校時	2校時	3校時	4校時	5校時	6校時	放課後
9月10日 火	自己紹介 実習期間 等の説明	オリエンテーション 小学部・中学部 学校施設・活動見学	配属学級・学年 授業参観	配属学級・学年 授業参観	配属学級・学年 授業参観	実習生 特活研究授業 (2年・4年)	配属学級・学年 授業参観	14:55バス発車 学校採用教員(若 年)との情報交換会
9月11日 水	6:00 朝食バゲッジ 8:00 ホテル出発	大使館訪問 9:00～10:00		ジャカルタ市内視察				
9月12日 木	朝の活動 朝の会	小1 道徳:授業参観	実習生 道徳研究授業 (2年・4年)	小4(能力別) インドネシア語 授業参観	幼稚園 施設・活動見学	小2 道徳:授業参観	配属学級・学年 授業参観	14:15バス発車 14:30校内研修 道徳研究協議
9月13日 金	朝の活動 朝の会	現地校視察 SDN Pondok Kacang Barat03(公立校) 8:30～9:30 Yayasan Sekolah Annisaa Selatan(私立校) 10:00～11:00 単人英雄墓地(マカム) 見学 ~12:00		小5(能力別) 英会話 授業参観		1・2年 ことばの教室 授業参観		14:55バス発車
9月14日 土	6:00朝食バイキング 6:30チェックアウト 荷物を校長宅へ移動 7:00出 発 8:00学校着	8:55 中学部合唱コンクール	小学部公開授業		配属学級・学年 授業参観 児童とのお別れ			13:55バス発車 14:05終礼 教職員へ挨拶 14:30学校発

出典 令和元年度高松大学報告書等より文部科学省作成

令和2年度実績

受入校:香港日本人学校香港校

1. 実施校:佛教大学(私立)
2. 実施時期:令和2年7月6日～24日(15日間)
3. 実習生:1名(通信教育課程在籍社会人・香港在住)
4. 主な成果
 - ・コロナウイルス感染症の影響で対面授業からオンラインでの授業となったが、教育実習を通して日本の子供たちの自立心の高さなどを再確認することができた。
 - ・日本全国から集まる教師が作成する各地域の特色を生かした教材など、今後の教材を作る上で非常に参考になった。
 - ・今後は正規の教員となることを目指したい。

出典 佛教大学報告書等より文部科学省作成

令和3年度実績

受入校:ソウル日本人学校

1. 実施校:佛教大学(私立)
2. 実施時期:令和3年7月5日～16日(12日間)
3. 実習生:1名(通信教育課程在籍・韓国在住)
4. 主な成果
 - ・対面授業とオンライン授業において、ICT機器を積極的に活用した。オンライン授業にてにおいても授業目的を十分に達成できるよう、機器の操作等に工夫を図った。
 - ・派遣教師からも様々なアドバイスを受け、授業の改善を図った。
 - ・将来的には、日本人学校等での勤務を目指している。



※文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設について、「在外教育施設の認定等に関する規程(平成3年文部省告示第114号)」に基づき認定されている在外教育施設。この認定を受けるには、①教育課程が原則として学習指導要領に定めるものであること、②教諭は原則として普通免許状を有すること、③学級編成は小学校等の設置基準に準ずること、④施設・設備は学校教育法施行規則に準ずることなどの基準が定められている。

令和4・5年度 在外教育施設 派遣教師募集



我が国の国際的諸活動の進展に伴い、現在、約4万人の子供たちが海外の「日本人学校」「補習授業校」で学んでいます。海外で暮らす子供たちが日本国民にふさわしい教育を受けられるよう、文部科学省ではこれらの在外教育施設へ教師を派遣しています。

（日本人学校：94校【49か国1地域】、補習授業校：42校【13か国】）

この度、令和4又は5年度に在外教育施設に派遣する

- 在外教育施設派遣教師（現職の教師（国公立）が対象）
- 在外教育施設シニア派遣教師（退職教師（予定を含む）が対象）
- 在外教育施設プレ派遣教師（将来日本国内で正規採用教諭を目指す方が対象）

の募集を行います。

世界で学ぶ日本の子供たちにはあなたの力が必要です！
御応募お待ちしております。

特に教頭職又は中学数学、
理科の免許状をお持ちの方

派遣期間

原則として2年間（※本人が派遣期間の延長を希望する場合には、評価及び派遣元教育委員会等の了承等の条件に応じて2年を限度として1年ごとの延長が可能です。）

派遣先

- ①日本人学校：海外において我が国の教育関係法令に準拠して、国内の小学校、中学校等における教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制の在外教育施設。
- ②補習授業校：現地校、国際学校などに通学している日本人の子供に対し、国内の小学校、中学校の一部の教科（国語、算数（数学）が中心）について授業を行う在外教育施設。

派遣区分

- ①現職教師
 - ・各都道府県・指定都市教育委員会等は5月～6月に域内で募集及び選考を実施し、文部科学省へ推薦を行います。
 - ・詳細は、所属の教育委員会や学校長にお問合せください。
- ②シニア・プレ派遣教師
 - ・4月中旬に文部科学省ホームページにて募集を開始します。
 - ・希望する方は、ホームページの内容を御確認いただき文部科学省国際教育課へ直接応募してください。
 - ・シニア派遣教師は国庫補助の対象となる同伴家族の範囲を広げる計画です。（詳細は裏面）
 - ・プレ派遣教師はより多くの方が応募できるよう応募資格等を見直しています。（詳細は裏面）

給与と 給遇

- ・長期出張という身分取扱いである派遣教師に対して、給与及び諸手当は、それぞれの所属先が支給します。（現職派遣教師）
- ・文部科学省は、在外教育施設における教育の実施を委嘱することに伴い、赴任・帰国のための旅費、海外生活の特殊性を考慮した在勤手当を派遣教師に支給します。

選考

6月13日 シニア・プレ派遣教師応募締切
※現職派遣教師は所属の教育委員会等にお問合せください

7月～8月 面接試験

12月頃 令和4年度派遣教師内定者として決定

1月中旬 内定者等研修会

2月下旬 令和4年度派遣教師として決定、令和5年度登録者として内定、選考結果通知

4月上旬 渡航

身分の取扱い

- ①公立学校所属の教師：教育公務員特例法第22条第3項に基づく長期の研修出張とされています。文部科学大臣は研修出張という身分取扱いを受けた教師に対し、在外教育施設における教育に従事することを委嘱し、派遣教師はその委嘱に基づき、教育業務に専念しています。
- ②私立学校所属の教師：公立学校教師と同様に出張という身分取扱いを受けた教師に対し、在外教育施設における教育の実施を委嘱しています。
- ③シニア・プレ派遣教師：文部科学大臣の委嘱を受けて、派遣される在外教育施設の学校運営委員会（管理運営の主体）の下に所属する職員です。
- ④旅券の取扱：文部科学大臣からの委嘱に基づき派遣される教師及びその同伴家族に対しては、一部の国・地域を除いて公用旅券（国の用務により渡航する者に対して発給される旅券）が発給されます。

【派遣教師本人や教育委員会の声】

とことん児童生徒と向き合うことができ、一人一人の理解度や個性に合わせた授業を工夫するとともに相互理解・信頼関係を深めることができました。

現地の学校と交流することで、そこでの教育の良さや日本の教育の良さがよくわかり、教師としての教育観を見直すとともに指導方法を向上させることができました。

他都道府県の教師から今までとは違った考え方や教材研究・教材開発の仕方といった刺激をもらい価値観が大きく変わった。

在外教育施設では若手教師であっても責任ある役割を任せてもらえるので教師としてのスキルアップにつながった

今まで見たことも経験したこともないようなことが子供たちの興味関心・疑問を掻き出し、それを原動力とした主体的な課題解決の取組、PBLの実践ができる。



在外教育施設での派遣経験のある教師は、外国生活の大変さや様々な考え方を持った人がいることをよく理解しているため、日本の学校生活になじめない外国人児童生徒や帰国子女に対する理解が深い。また、語学力向上も期待される。

今回からの主な変更（予定）点

【現職派遣教師、シニア派遣教師】

「夫婦派遣枠」（近隣の在外教育施設がある学校それぞれの学校へ、大規模校については当該校へ派遣教師としての資格を持つ夫婦を同時に派遣）の創設

【シニア派遣教師】

国庫補助の対象となる同伴家族の対象を拡充予定（配偶者→配偶者+18歳未満に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）※予算の状況等によっては変更となる場合があります

【プレ派遣教師】

応募要件の緩和

- ・勤務経験として民間教育機関での集団経験も考慮
- ・年齢制限の緩和（原則29歳以下→概ね29歳以下）
- ・正規教諭としての採用経験のある者も応募可能
- ・派遣期間の変更（原則1年間、最大3年間まで延長可→原則2年間、最大4年間まで延長可）



応募に関する情報

現職派遣教師：所属の教育委員会在外教育施設派遣教師事務担当
主管課等、文部科学省Webサイト
シニア・プレ派遣教師：文部科学省Webサイト
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet)

